

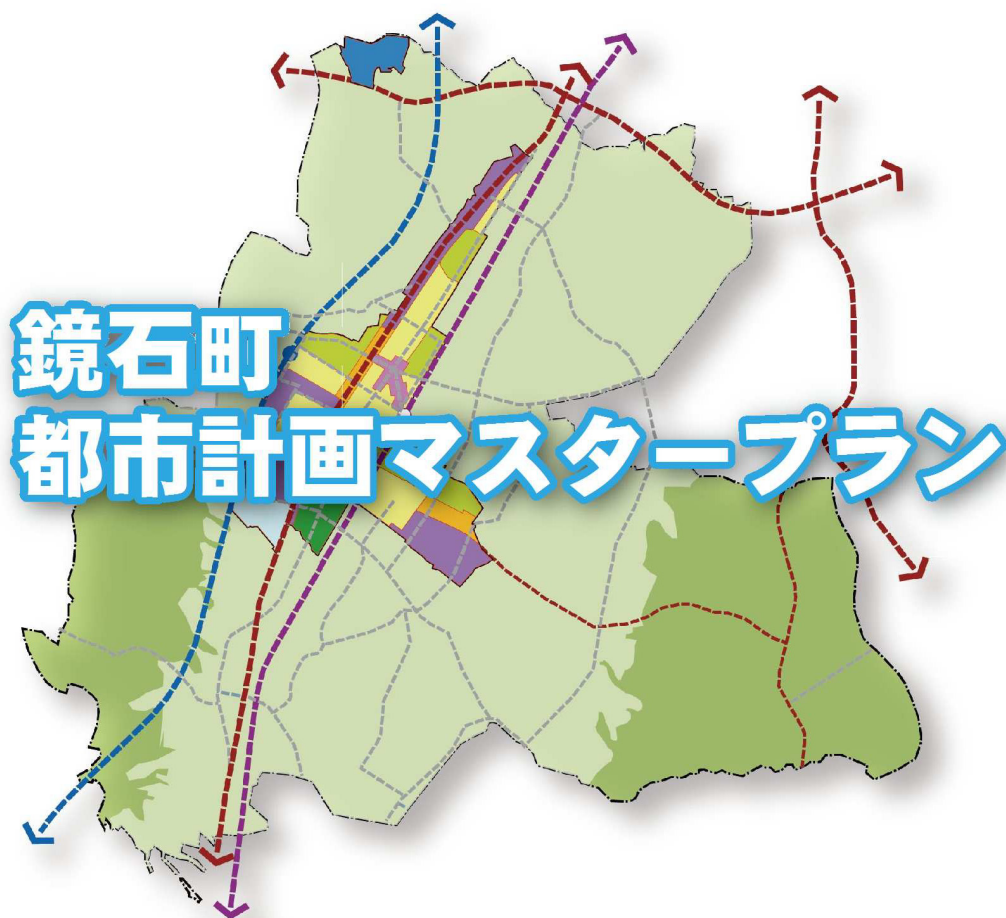


鏡石町都市計画マスタープラン



福島県鏡石町

かわる、**か**がやく、“牧場の朝”のまち **か**がみいし



平成25年12月 福島県鏡石町







## 目 次

|                      |    |
|----------------------|----|
| 【序説 都市計画マスタープランの性格等】 | 1  |
| 序－1 計画策定の背景          | 2  |
| 序－2 計画の性格と役割         | 2  |
| 序－3 計画の位置づけ          | 3  |
| 序－4 計画の目標年次          | 4  |
| 【全体構想】               | 5  |
| 第1章 まちづくりを進めるうえでの環境  | 7  |
| 1－1 社会経済の動向          | 8  |
| 1－2 都市の広域的な位置づけ      | 10 |
| 第2章 まちづくりの現況と課題      | 13 |
| 2－1 まちづくりに関連する分野別の現況 | 14 |
| 2－2 まちづくりに関わる主要課題    | 31 |
| 第3章 まちづくりの理念と将来像     | 33 |
| 3－1 まちづくりの基本理念       | 34 |
| 3－2 将来都市像            | 34 |
| 3－3 将来都市構造           | 35 |
| 第4章 まちづくりの基本方針       | 39 |
| 4－1 土地利用の方針          | 40 |
| 4－2 道路・交通網整備の方針      | 45 |
| 4－3 環境まちづくりの方針       | 49 |
| 4－4 公共施設の整備方針        | 51 |
| 4－5 健康と福祉のまちづくり方針    | 52 |
| 4－6 安全・安心のまちづくり方針    | 53 |
| 4－7 文化の香るまちづくり方針     | 55 |
| 【地域別構想】              | 57 |
| 第5章 地域別構想            | 59 |
| 5－1 東部地域のまちづくり方針     | 61 |
| 5－2 南部地域のまちづくり方針     | 65 |
| 5－3 北部地域のまちづくり方針     | 76 |
| ■鏡石町まちづくり構想総括図       | 81 |
| 【構想の実現に向けて】          | 83 |
| 第6章 構想の実現に向けて        | 85 |
| 6－1 まちづくりの体制         | 86 |
| 6－2 重点事業             | 87 |

|        |                           |     |
|--------|---------------------------|-----|
| 【参考資料】 | -----                     | 89  |
| 参考資料 1 | 策定の経過-----                | 90  |
| 参考資料 2 | 検討に関わる組織に関する要綱及び委員名簿----- | 92  |
| 参考資料 3 | 都市計画審議会諮問及び答申書-----       | 100 |



---

## 【序説 都市計画マスタープランの性格等】

---

# 【序説 都市計画マスタープランの性格等】

## 序－１ 計画改定の背景

鏡石町（以下「本町」と記述する。）では、2000 年（平成 12 年）に「鏡石町都市計画マスタープラン」を策定し、都市計画に関する施策や事業を進めてきました。

しかし、近年、社会経済と本町を取り巻く都市環境をはじめとする都市計画に関連する状況は、前回の計画策定時と比較して大きく変化しています。特に東日本大震災は、本町にも大きな被害をもたらしました。

また、実現された施策、実現できなかった施策、そして今後も踏襲あるいは充実すべき施策なのか、見直すべき施策なのかを明らかにする必要があります。

こうした状況を踏まえて、今後概ね 20 年間になすべきことをまとめた計画として改定を行なうことになったものです。

## 序－２ 計画の性格と役割

「都市計画マスタープラン」とは、町民にとって安全で快適な都市環境をつくりだすための、道路・公園づくりなど、さまざまな都市計画（まちづくり）に関する「基本的」「総合的」「長期的」な計画のことです。

町民に最も身近な地方公共団体である市町村（本計画においては鏡石町）が、地域に密着した見地から都市の個性をいかして定めるものです。

都市計画法の第 18 条の 2 に根拠をおくものです。

### 【都市計画マスタープランの性格と役割】

#### 基本的な方針

- 基本的な考え方を記述するもので、より具体的な内容については、各種の個別計画において検討し示す。

#### 総合的な方針

- 特定の分野に偏ることなく、まちづくりに関連する内容を幅広く記述する。

#### 長期的な方針

- 短期的な視点にとらわれ過ぎずに、長期的なビジョンを描く。

### 序－３ 計画の位置づけ

「鏡石町都市計画マスタープラン」は、福島県が定めた「県中都市計画区域」に関する「整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即して定めることが求められています。

「総合計画」の「基本構想」や「基本計画」「国土利用計画」に示された町政運営や土地利用の基本理念を継承しつつ、都市計画（狭義のまちづくりを含む）分野に関する将来像や施策の方向を定めるものです。

本計画で定めた将来像や施策の方向性を踏まえて、都市計画法に基づく個別の「都市計画（用途地域・地区計画・都市計画道路や都市計画公園といった都市施設・市街地開発事業）」などの決定（変更）が行なわれ、また必要に応じて「部門別計画」が定められる（改定される）際の根拠となります。

地区整備・公園緑地の整備・住宅立地の計画的な誘導、生活道路づくり、公共交通網の整備といった各種の事業も、本計画に基づいて実施されることになります。

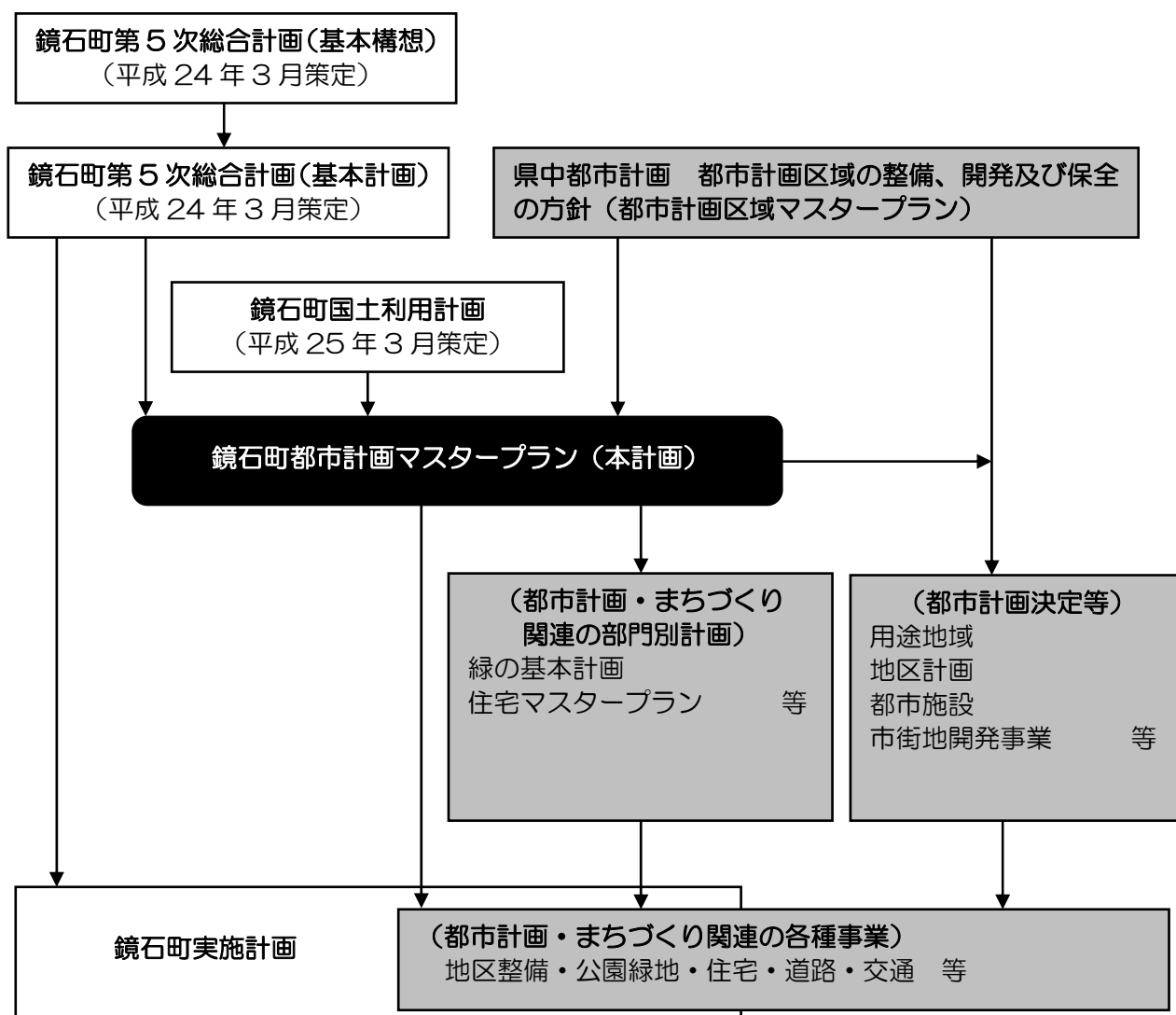


図 鏡石町都市計画マスタープランの位置づけ

\* グレーのスクリーンがかかっている部分は、都市計画に関連性が深い事項



## 序－４ 計画の目標年次

本計画の目標年次は、策定から概ね 20 年後である 2031 年（平成 43 年）とします。

ただし、この期間で様々な事業を全て完了させることは困難であることから、施策によってはそれ以上の長期的な視点に立ってすすめていくものもあります。

表 本計画の計画期間

| 年度（西暦）<br>（元号） |        | 2012<br>H24 | 2013<br>H25 | 2014<br>H26 | 2015<br>H27 | 2016<br>H28 | 2017<br>H29 | ・・・<br>・・・ | 2021<br>H33 | ・・・・・・<br>・・・・・・ | 2031<br>H43 |
|----------------|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|------------------|-------------|
| 本 計 画          |        |             |             |             |             |             |             |            |             |                  |             |
| 総合計画<br>第5次    | 基本構想   |             |             |             |             |             |             |            |             |                  |             |
|                | 前期基本計画 |             |             |             |             |             |             |            |             |                  |             |

---

## 【全体構想】

---



## 第 1 章 まちづくりを進めるうえでの環境

---

# 第1章 まちづくりを進めるうえでの環境

## 1-1 社会経済の動向

計画の検討を行なうにあたって、前提条件として踏まえるべき近年の我が国全体に関する社会・経済動向の概要を、以下に整理します。

震災による影響をはじめ、これらを考慮しつつ、本町ならではの特性や問題点を踏まえながら、各種のまちづくりを進めていく必要があります。

### ①人口構造の変化

総人口の減少、少子化・高齢化、単身世帯・高齢世帯の増加といった動きがみられ、今後はさらに人口バランスのゆがみが拡大することが懸念されています。

### ②経済環境と産業構造の変化

グローバル化とそれに伴う経済環境の急変動、経済のソフト化・サービス化のさらなる進行、国や自治体の財政環境の悪化といった動きがみられます。

これらを背景として、各種産業において構造の変化がみられます。

### ③高度情報化のさらなる進展

インターネットが普及し、携帯端末を用いた通信機器の発達などが、ビジネスのみならず日常生活も大きく変えてきています。

### ④環境・エネルギー問題への対応の重要性の高まり

地球環境問題の顕在化に加えて、地域レベルの環境問題の多様化がみられます。

2011年（平成23年）3月に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故により、エネルギー問題への対応も重要性を増しています。

### ⑤安全・安心社会構築の要請

防災・防犯・テロ対策・感染症対策などの総合的な危機管理体制の構築を図るとともに、消費者の保護、社会保障制度の持続性の維持など、多方面における安全・安心の社会づくりが求められています。

### ⑥価値観の変化と市民活動の活発化

社会・経済の成熟化に伴い、人々が求めるニーズも多様化・高度化してきています。民主主義の成熟とともに、政策決定、さらには政策立案のプロセスに、住民が参加することが多くなり、NPOなど公的領域を担う新たな主体が成長してきています。

経済や社会のグローバル化が進行し「世界が小さくなる」一方で、逆に「地域固有の伝統や文化」に目を向ける「地域回帰」の動きもみられています。



## ⑦地域の自立性の拡大

明治以来の中央集権型の行政システムから、時代変化にあった地方分権型のシステムへの転換が叫ばれて、徐々に分権が進行しています。

同時に、地方自治体の間での格差も目だってきており、各自治体が、その特性に応じた独自のまちづくりを進めていくことの重要性がさらに高まっています。

## 1-2 都市の広域的な位置づけ

### (1) 本町の位置と立地条件

本町は、福島県中通り地方の中南部に位置し、北及び北東、北西部は須賀川市に、南は矢吹町に、西は天栄村に、南東は阿武隈川を隔てて玉川村に接しています。

福島県中通り地方のみならず県全体の中心都市である郡山市、県南部の中核都市である白河市にも比較的近接しています。

町域のほぼ中央に JR 東北本線鏡石駅が位置しているほか、主要な道路として国道4号、東北縦貫自動車道が南北に走り、2009年（平成21年）4月からスマートインターチェンジの運用が開始されていること、1993年（平成5年）に福島空港が開港し本町から自動車で約20分となっているなど、広域的な交通利便性が非常に高い町となっています。

県下有数の戸別高所得を誇る農業都市として、工業団地に誘致済みの工場を中心とした工業都市として、また、平坦な地形、美しい田園や緑地の存在、商業施設の存在といった住環境に恵まれている条件を活かして、福島県中通り地方の中南部の住みやすい町としてさらなる発展が期待されている位置づけにあるといえます。（県が策定主体の「都市計画区域マスタープラン」でも、県中都市計画区域を「水と緑に囲まれた豊かな生活と多様な交流の活力あるまちづくり」と位置づけています。）

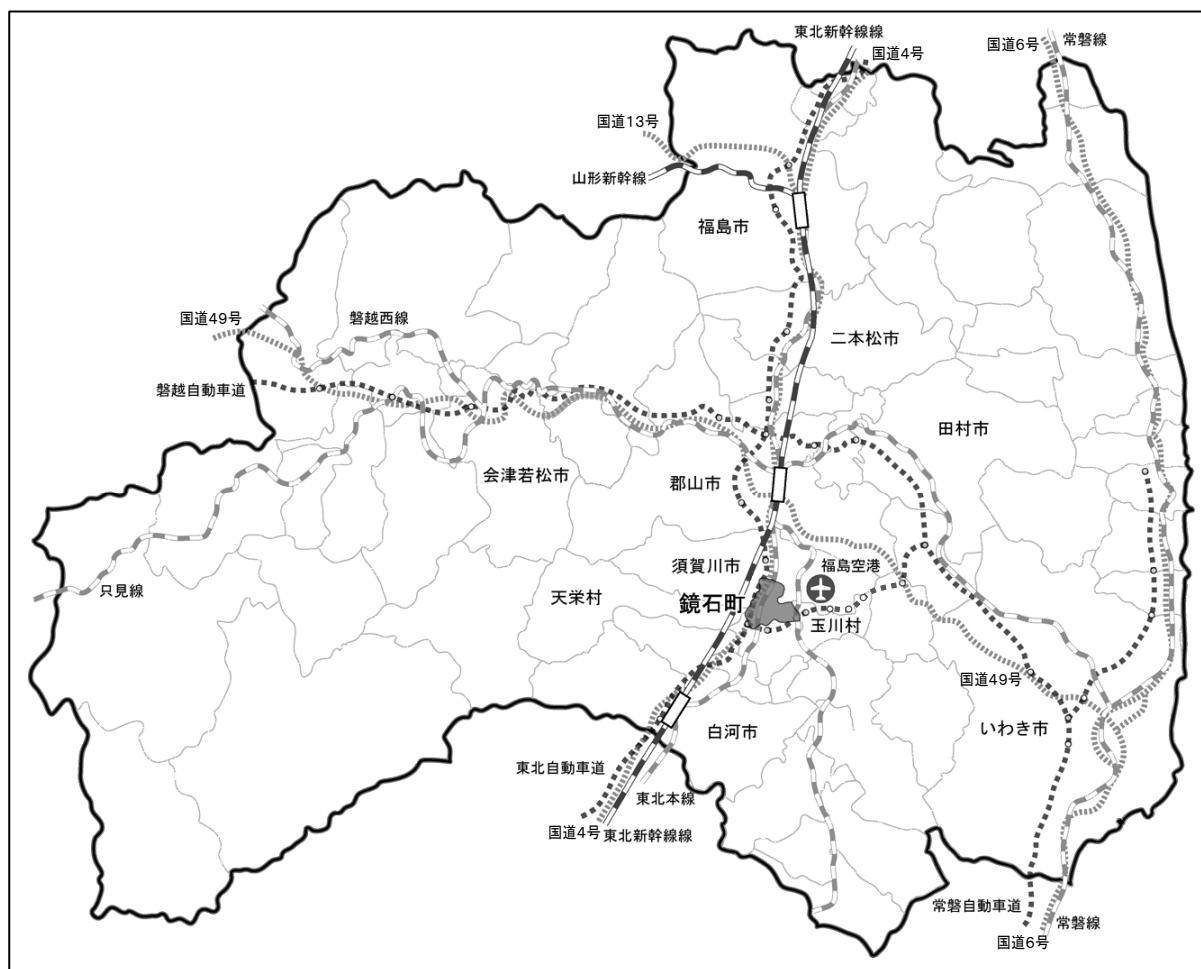


図 本町の位置

## (2) 県の計画による本町の位置づけ

県策定の主要な計画における本町の位置づけは、以下の通り整理できます。

表 主要な県策定の計画における本町の位置づけ

| 計画名称                                                                 | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①福島県総合計画<br>(ふくしま新生プラン)<br>2013 (H25) ~<br>2020 (H32) 年<br>度の 8 カ年計画 | <ul style="list-style-type: none"> <li>福島県がめざす将来の姿や、その実現に向けて取り組むべきことなどを明らかにした県の総合計画。</li> <li>鏡石町については「県中地域」として、次の施策が掲げられている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●震災・原子力災害の克服、安全で安心に暮らせる地域社会の形成</li> <li>●未来を拓き、地域の活力を支える産業の集積と高度化の推進</li> <li>●風評の払しょく観光の推進、地域資源の活用による交流人口の拡大</li> <li>●生活基盤の充実と「地域の宝」を生かした過疎・中山間地域の新興</li> <li>●豊かな自然環境と調和のとれた地域社会の形成</li> </ul> </li> </ul> |
| ②都市計画区域<br>マスタープラン<br>目標年次：<br>2030(H42)                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>県内の都市計画区域の各々について、地域の特性に応じて良好な都市環境を目指すため、市町村を超える広域的見地から、都市計画法に基づいて県が策定するものである。</li> <li>都市計画の目標や土地利用、主要な都市計画の決定の方針等を体系的、総合的に示す計画である。</li> <li>鏡石町は、県中都市計画区域に含まれるが「水と緑に囲まれた豊かな生活と多様な交流の活力あるまちづくり」を基本理念としており、鏡石町駅周辺を「日常生活拠点」に位置づけ、駅東側の宅地や工業団地の形成、国道 4 号等の幹線道路や鏡石町公共下水道の整備を進めることなどが示されている。（※本年 6 月 26 日に公表された改定素案の内容）</li> </ul>                |
| ③福島県国土利用<br>計画（第 5 次）<br>基準年次：<br>2010(H22)<br>目標年次：<br>2020(H32)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>国土利用計画法に基づく県土利用の基本となる計画。</li> <li>「県土利用の現状と課題」「県土利用の基本構想」「県土の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要」「計画を実現するために必要な措置の概要」について記載している。</li> <li>本町は、郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡からなる「県中地域」に区分されており、交通基盤の充実などが課題として示されている。</li> <li>2010 年（平成 22 年）12 月に策定した計画を、翌年 3 月の東日本大震災の発生を受けて、2013 年（平成 25 年）3 月に一部改定したものである。</li> </ul>                                     |
| ④福島県復興計画                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災からの復興計画。</li> <li>「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」「ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興」「誇りあるふるさと再生の実現」を基本理念に、主要施策を示している。</li> <li>本町は「中通りエリア」に含まれている。</li> </ul>                                                                                                                                                                             |

序  
説

全体構想

地域別構想

構想の実現に  
向けて

参考資料

## 第2章 まちづくりの現況と課題

---

## 第2章 まちづくりの現況と課題

### 2-1 まちづくりに関連する分野別の現況

#### (1) 人口・世帯

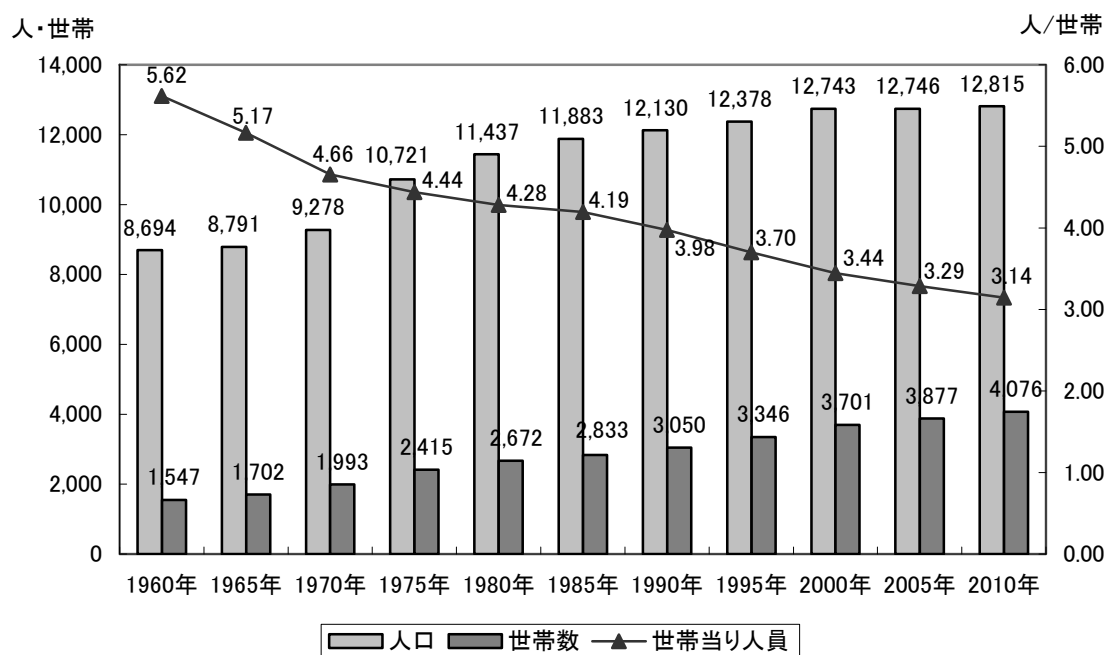
町の人口は、直近年（2010年（平成22年））の国勢調査によると12,815人であり、自然増加による増加傾向にあります。震災直後には、転出超過もみられましたが、徐々に回復の兆しが見られます。

世帯数は、同調査で4,076世帯と、一貫して増加を続けています。

2012年（平成24年）に策定した「鏡石町第5次総合計画」では、こうした傾向を踏まえつつ町の活性化を図る観点から、多角的な施策展開により、2021年（平成33年）における将来人口を概ね13,500人に、就業人口を7,000人（2005年（平成17年）6,493人）まで増加させることを目標として掲げています。

また、『現在のコンパクトな都市を維持しつつ、戦略的な開発については積極的に推進する「めりはりのある都市づくり」』を基本的な考え方として示しています。

表 町の人口・世帯数の推移



\* 国勢調査

## (2) 法定都市計画

### ①都市計画区域

本町は、郡山市、須賀川市と本町の過半の区域から構成される「県中都市計画区域」に属しています。

県中都市計画区域の面積は、郡山市 27,024ha (72.8%)、須賀川市 7,800ha (21.0%)、鏡石町 2,300ha (6.2%) で、合計 37,124ha となっています。

都市計画区域内の人口は、2009 年(平成 21 年)3 月末現在で 384,700 人であり、本町の人口は、そのうちの約 12,000 人となっています。

本町の行政区域面積は 3,125ha であり、そのうち 2,300ha (行政区域の 73.6%) が都市計画区域となっています。

\*注) 1ha は 0.01 km<sup>2</sup>、1 km<sup>2</sup> は 100ha です。

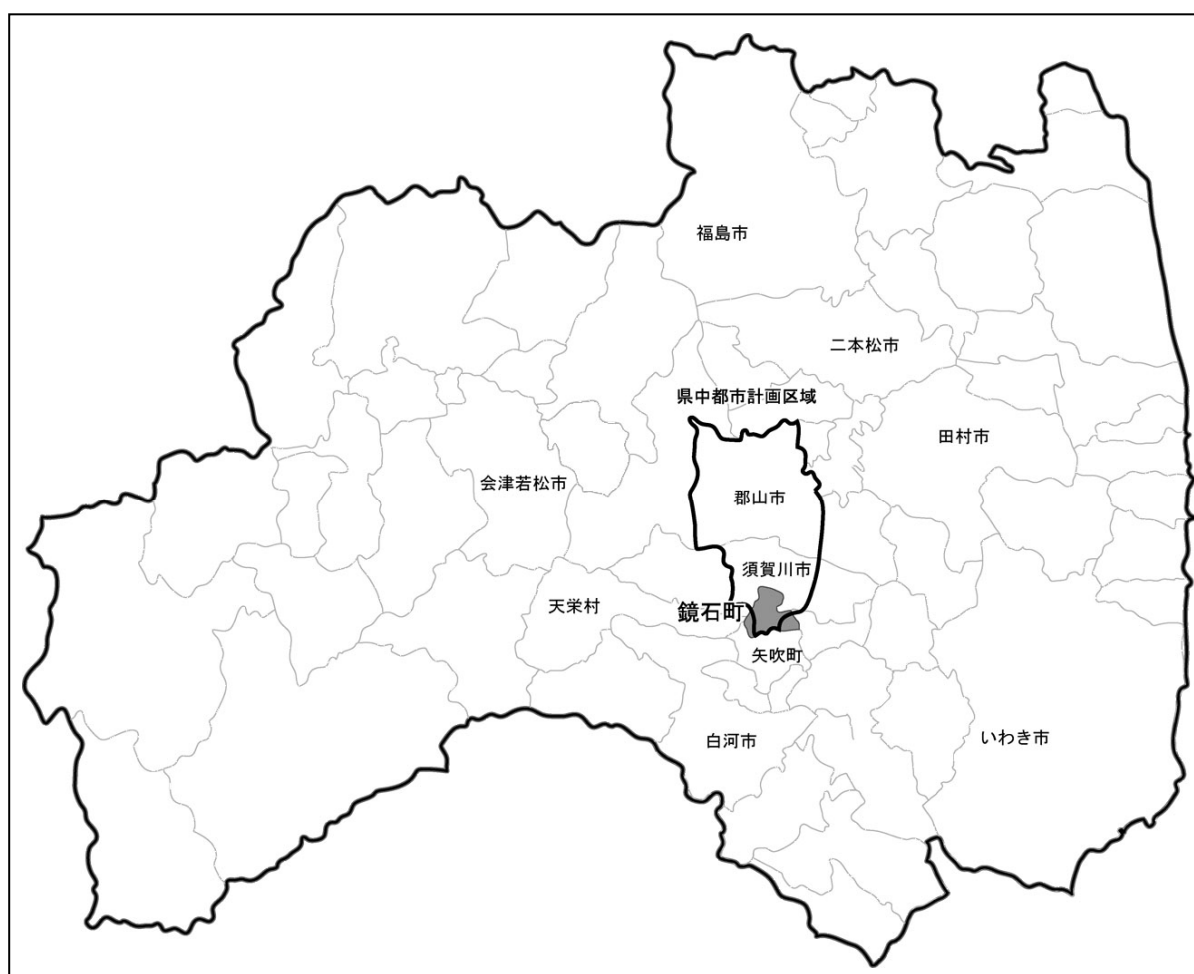


図 県中都市計画区域

## ②区域区分

本町の東西の一部の区域を除いて、都市計画区域となっています。

このうち、約 355.6ha（都市計画区域の 15.5%）が市街化区域（優先的に市街化を推進すべき区域）に、残りの区域が市街化調整区域（当面は市街化を抑制すべき区域。例外あり）に指定されています。

市街化区域内は概ね宅地化がされていますが、一部には未利用地も残り、有効利用が求められています。

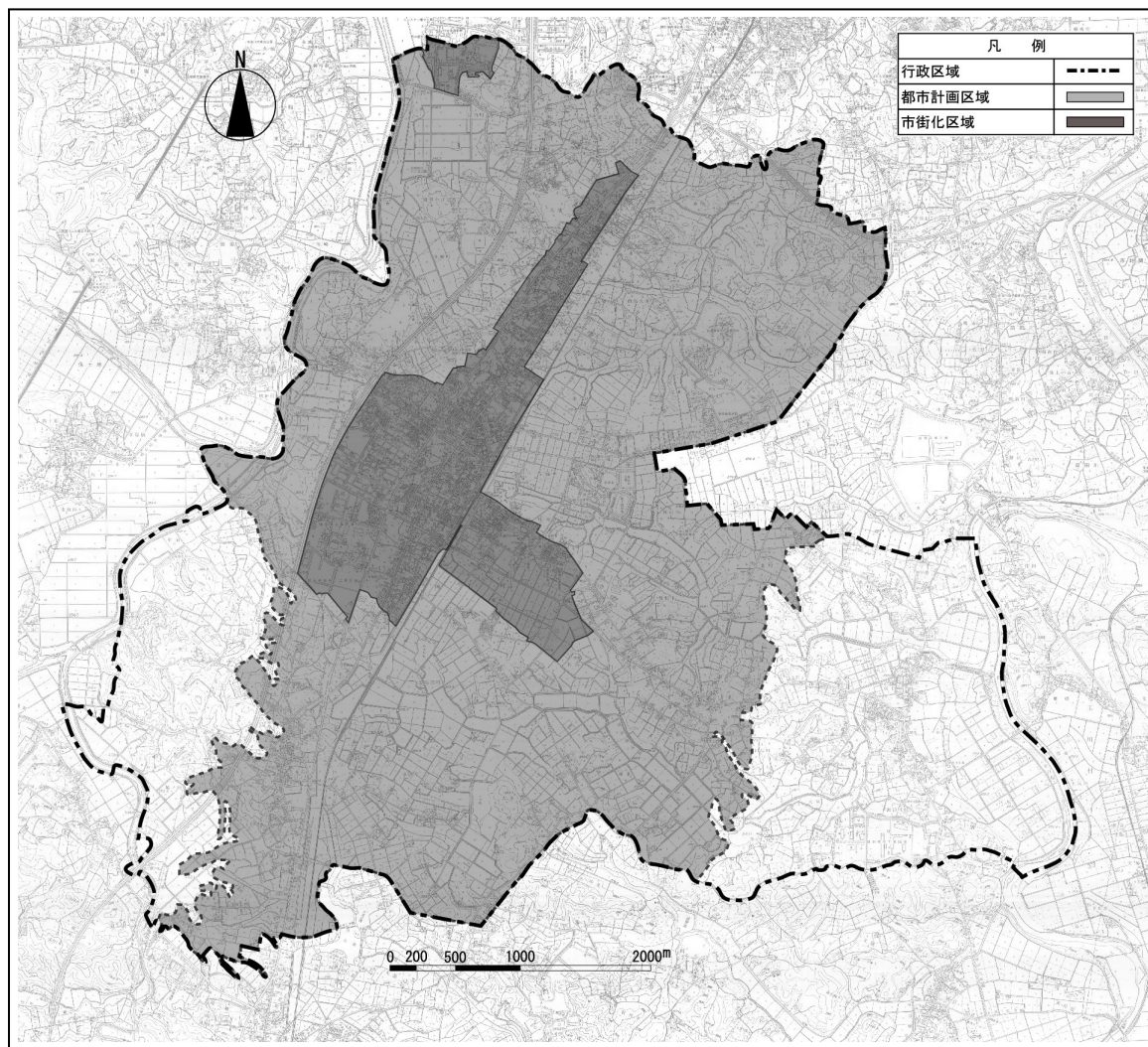


図 都市計画区域と区域区分



## ③用途地域の指定状況及び用途地域図

用途地域として 12 種類中の 9 種類が指定されており、住居系の面積は 214.5ha (60.3%)、商業系 8.3ha (2.3%)、工業系 132.8ha (37.4%) となっています。

表 用途地域指定状況

| 区 分          | 面積<br>(㎡) | 対行政区域<br>構成比 | 対都市計画区域<br>構成比 | 対市街化区<br>域構成比 | 容積率<br>(%) | 建ぺい率<br>(%) |
|--------------|-----------|--------------|----------------|---------------|------------|-------------|
| 行政区域         | 3,125.0   | 100.0%       | -              | -             | -          | -           |
| 都市計画区域       | 2,300.0   | 73.6%        | 100.0%         | -             | -          | -           |
| 市街化区域        | 355.6     | 11.4%        | 15.5%          | 100.0%        | -          | -           |
| 第一種低層住居専用地域  | 51.2      | -            | -              | 14.4%         | 60以下       | 40以下        |
| 第一種中高層住居専用地域 | 46.3      | -            | -              | 13.0%         | 200        | 60          |
| 第二種中高層住居専用地域 | 0.0       | -            | -              | 0.0%          | 100        | 50          |
| 第一種住居地域      | 97.1      | -            | -              | 27.3%         | 200        | 60          |
| 準住居地域        | 19.9      | -            | -              | 5.6%          | 200        | 60          |
| 近隣商業地域       | 8.3       | -            | -              | 2.3%          | 200        | 80          |
| 準工業地域        | 101.4     | -            | -              | 28.5%         | 200        | 60          |
| 工業地域         | 14.9      | -            | -              | 4.2%          | 200        | 60          |
| 工業専用地域       | 16.5      | -            | -              | 4.6%          | 200        | 60          |
| 市街化調整区域      | 1,944.4   | 62.2%        | 84.5%          | -             | -          | -           |
| 都市計画区域外      | 825.0     | 26.4%        | -              | -             | -          | -           |

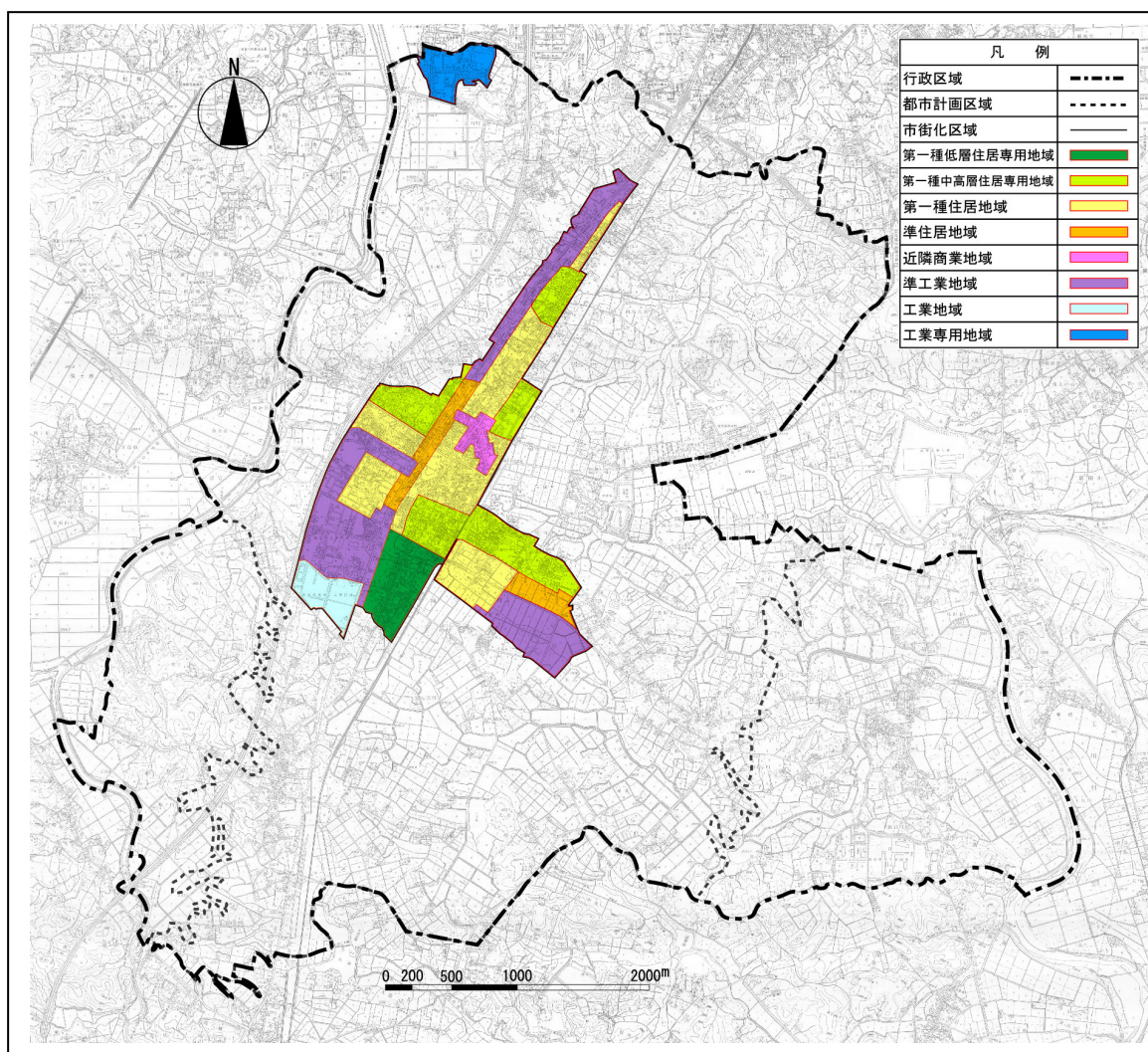


図 用途地域指定状況



#### ④都市計画道路の決定及び整備状況

12 路線の道路が都市計画で定められており、総延長は約 19,450mとなっています。2003 年(平成 15 年)に計画が変更されましたが、約半数が未整備となっています。鏡石駅西側は比較的整備が進んでいますが、鏡石駅東側は整備された路線がありません。

表 都市計画道路の整備状況 (\*2013 年(平成 25 年)9 月現在)

| 番号      | 街路名称        | 決定年月日     | 最終変更年月日  | 幅員(m) | 計画延長(m) | 整備済延長(m) | 整備率(%) |
|---------|-------------|-----------|----------|-------|---------|----------|--------|
| 3.3.1   | 国道4号線(鏡石町分) | S34.10.1  | H15.5.9  | 30    | 5,260   | 500      | 9.5    |
| 3.4.301 | 笠石鏡田線       | S46.12.3  | H15.5.9  | 16    | 4,770   | 530      | 11.1   |
| 3.5.302 | 駅中央線        | S46.12.4  | H15.5.9  | 12    | 1,060   | 1,060    | 100.0  |
| 3.5.303 | 北原不時沼線      | S46.12.4  | H15.5.9  | 12    | 1,210   | 940      | 77.7   |
| 3.5.304 | 中央中町線       | S46.12.4  | H15.5.9  | 12    | 650     | 650      | 100.0  |
| 3.4.305 | 蒲之沢深内線      | S63.11.15 | H15.5.9  | 16    | 340     |          | 0.0    |
| 3.5.306 | 前山境線        | H4.4.14   | H15.5.9  | 12    | 810     | 462      | 57.0   |
| 3.4.307 | 成田鏡田線       | H10.7.28  | H15.5.9  | 20    | 1,410   |          | 0.0    |
| 3.3.308 | 鏡石駅東中央線     | H10.7.28  | H15.5.9  | 27    | 1,040   |          | 0.0    |
| 3.4.309 | 東町鳥見山公園線    | H10.7.28  | H15.5.9  | 20    | 900     |          | 0.0    |
| 3.4.310 | 旭町羽鳥線       | H10.7.28  | H21.2.27 | 16    | 1,240   |          | 0.0    |
| 3.5.311 | 中町境線        | H10.7.28  | H15.5.9  | 12    | 760     | 760      | 100.0  |
| 合 計     |             |           |          |       | 19,450  | 4,902    | 25.2   |

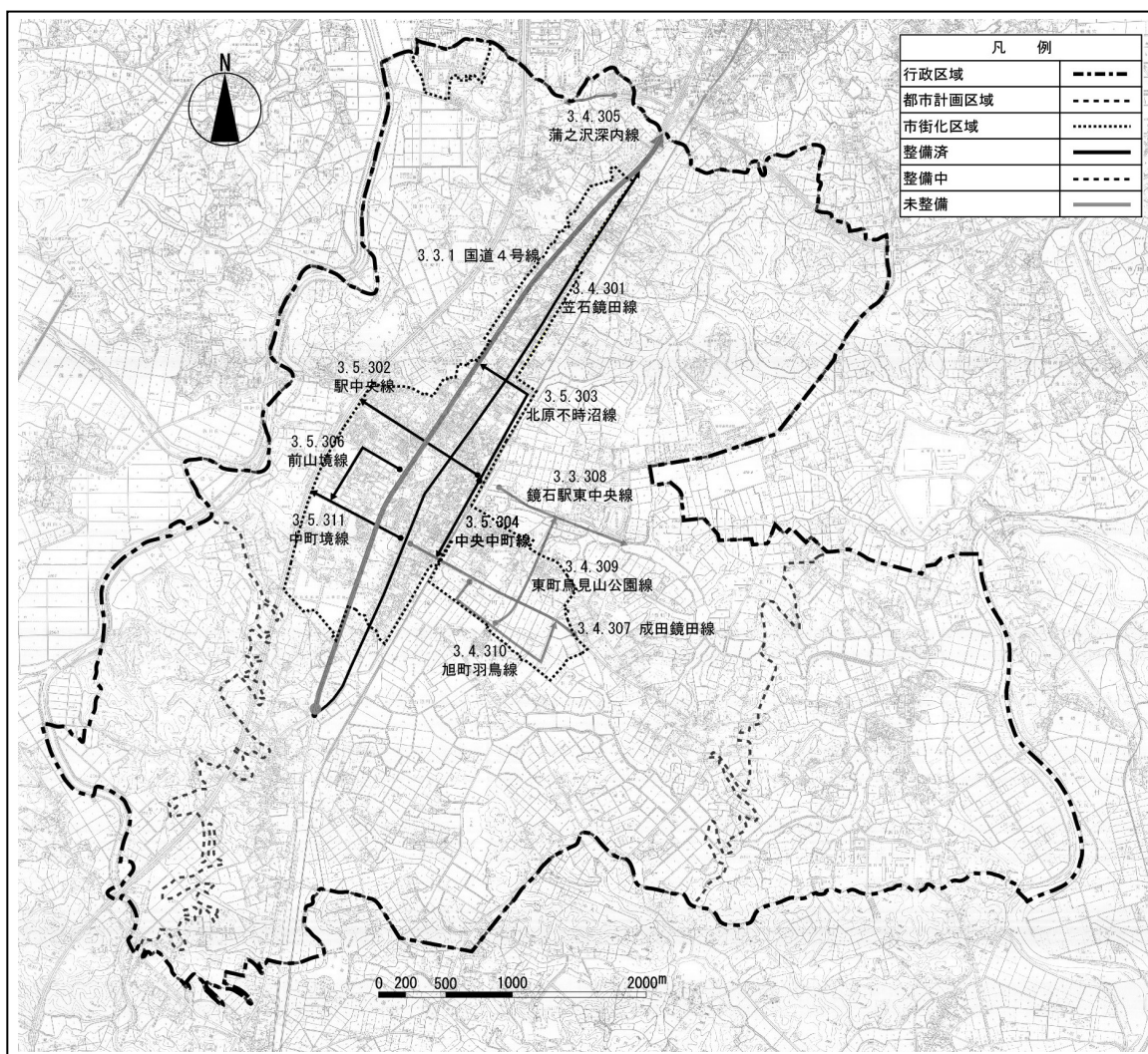


図 都市計画道路の決定状況及び整備状況



## ⑤地区計画の指定状況

用途地域を補完するきめ細かなまちづくりや建築のルールである地区計画が、都市計画法に基づいて、以下に示す5地区に指定されています。

表 地区計画の概要

| 名称         | 地区整備計画<br>面積 (ha)         | 決定年月日    | 変更年月日    | 地区の概要                                                                                  | 決定概要                                                                                                                                                   |
|------------|---------------------------|----------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 鏡石駅前地区計画   | 4.2                       | H3.7.12  | H21.2.27 | 駅前商店街を商業地域として活性化させ、周辺市街地の良好な発展を図る。                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の高さ制限</li> <li>壁面の位置の制限</li> <li>建築物の意匠</li> </ul>                                                           |
| 鏡田・高久田地区計画 | 18.3                      | H6.10.14 | H21.2.28 | 地区の特性を活かし、沿道環境を考慮して、良好な住環境の形成を図る。                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の高さ制限</li> <li>壁面の位置の制限</li> </ul>                                                                           |
| 鏡石駅東第1地区計画 | 56.2 (決定時)<br>56.3 (公告面積) | H10.7.28 | H21.3.1  | 牧場の朝をイメージした住環境の整備を進め、適切な施設配置により良好な市街地形成を図る                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の用途の制限</li> <li>建築物の高さの制限</li> <li>敷地面積の最低限度</li> <li>意匠の制限</li> <li>かき又は柵の構造制限</li> <li>壁面の位置の制限</li> </ul> |
| 桜岡地区計画     | 13.1                      | H13.4.10 | H21.3.2  | 鏡石町が施行する南部第一工業団地造成事業地区に適切な企業誘致により工業系施設の誘致を進め、建築物等の整備では地域特性から住宅の立地を規制する。                | <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の規制</li> </ul>                                                                                               |
| 南町地区計画     | 4.8                       | H22.2.9  |          | 既存の工場とその周辺を含む地区であり、町の産業振興に貢献する地域に密着した工業地として、適正な土地利用を誘導し、周辺の自然や田園風景との調和に配慮した土地利用の形成を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の用途の制限</li> <li>容積率の最高限度</li> <li>建ぺい率の最高限度</li> <li>壁面の位置の制限</li> <li>建築物の意匠</li> <li>かき又は柵の構造制限</li> </ul> |

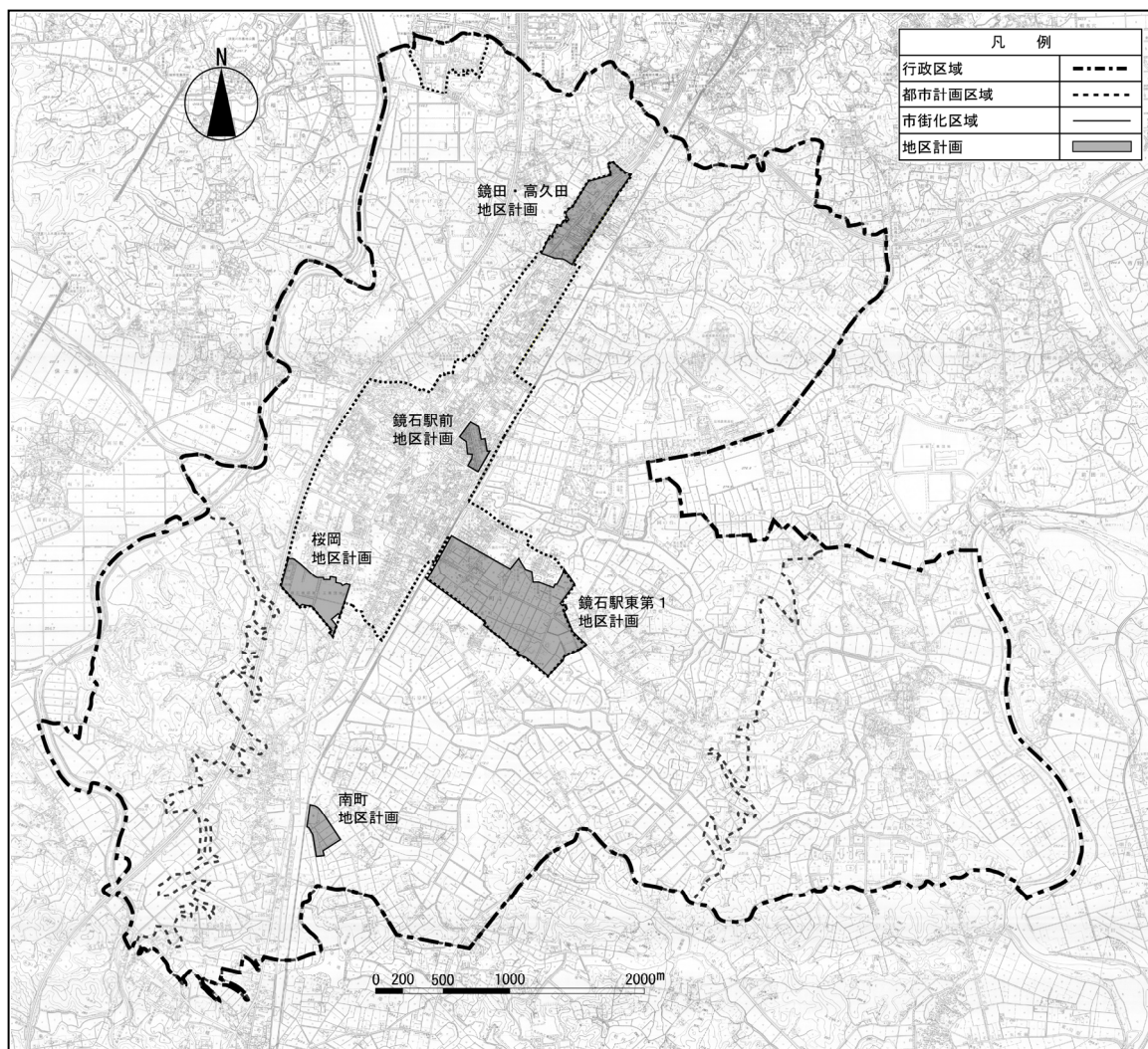


図 地区計画の指定状況



## ⑥建築協定の締結状況

建築協定（建築物の敷地・位置・構造・用途・形態・意匠・建築設備等について定める地区まちづくりのルール。全員同意の紳士協定）が、建築基準法第4章の規定に基づいて、以下の2地区で締結されています。

表 建築協定の概要

| 名称              | 面積 (ha) | 決定年月日    | 建築協定の目的             | 決定概要                                                                                                                                                                          |
|-----------------|---------|----------|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 境西団地<br>建築協定区域  | 2.3     | S62.2.3  | 住宅地として環境を高度に維持増進する。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の建築面積</li> <li>・建築物の延べ床面積</li> <li>・建築物の高さ</li> <li>・壁面の位置の制限</li> <li>・水洗トイレの使用</li> <li>・屋外広告物の禁止</li> <li>・塀、生け垣等の制限</li> </ul> |
| 緑ヶ岡地区<br>建築協定区域 | 1.4     | S54.10.1 | 住宅地として環境を高度に維持増進する。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の建築面積</li> <li>・建築物の延べ床面積</li> <li>・建築物の高さ</li> <li>・壁面の位置の制限</li> <li>・屋外広告物の禁止</li> <li>・塀、生け垣等の制限</li> </ul>                    |

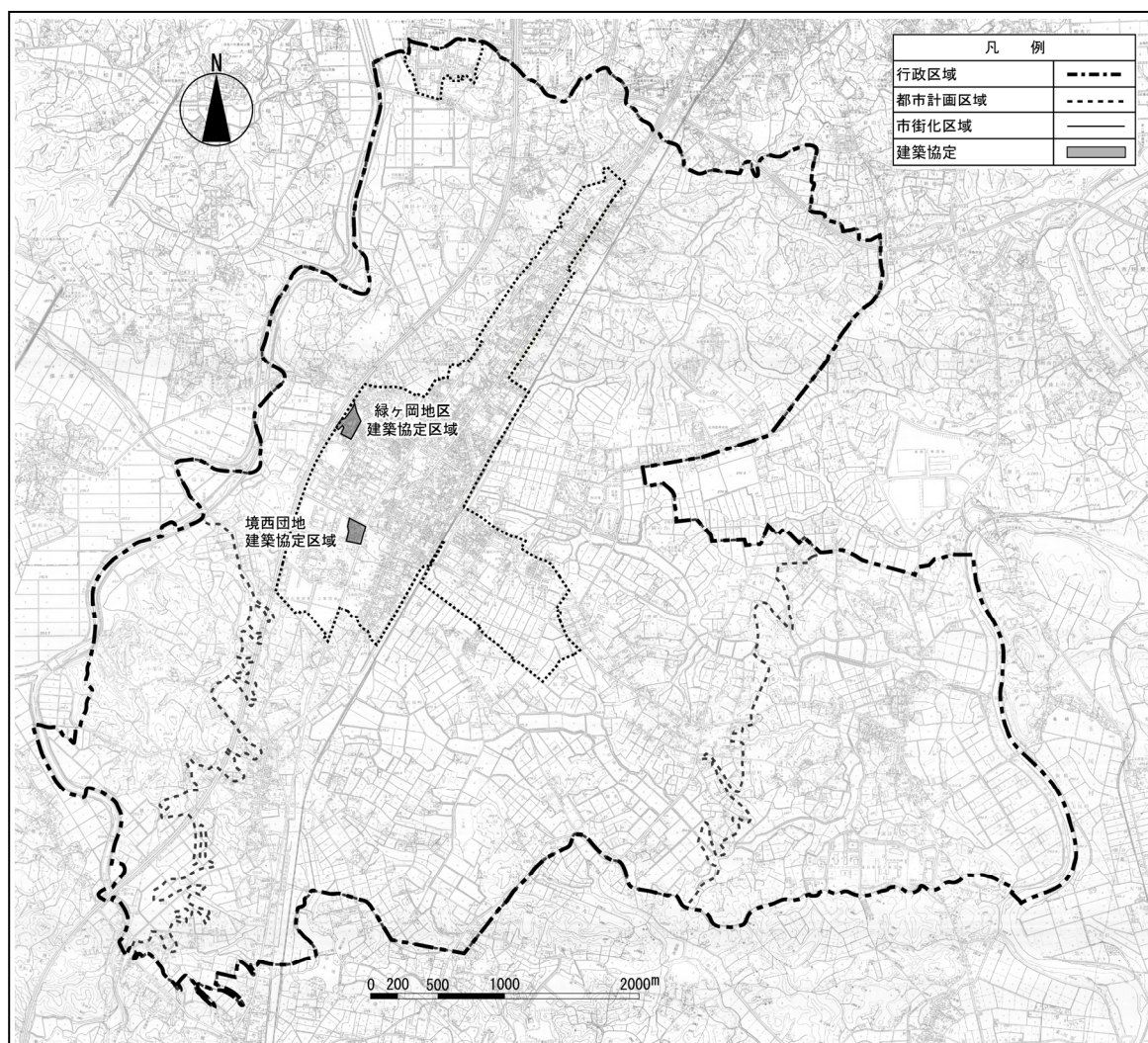


図 建築協定の締結状況



### (3) 土地利用

本町の行政区域面積は、3,125ha です。

2010 年（平成 22 年）現在の町土地利用面積をみると、田が 1,158ha で約 37%、畑が 446ha で約 14%と、農地が町域の過半（約 51%）を占めています。宅地は 339ha で、町域の約 1 割程度（約 11%）となっています。

近年の推移をみると、田、畑、山林が緩やかに減少し、宅地が 10ha 程度の増加となっています。

図 町土地利用の現況面積（地目別）

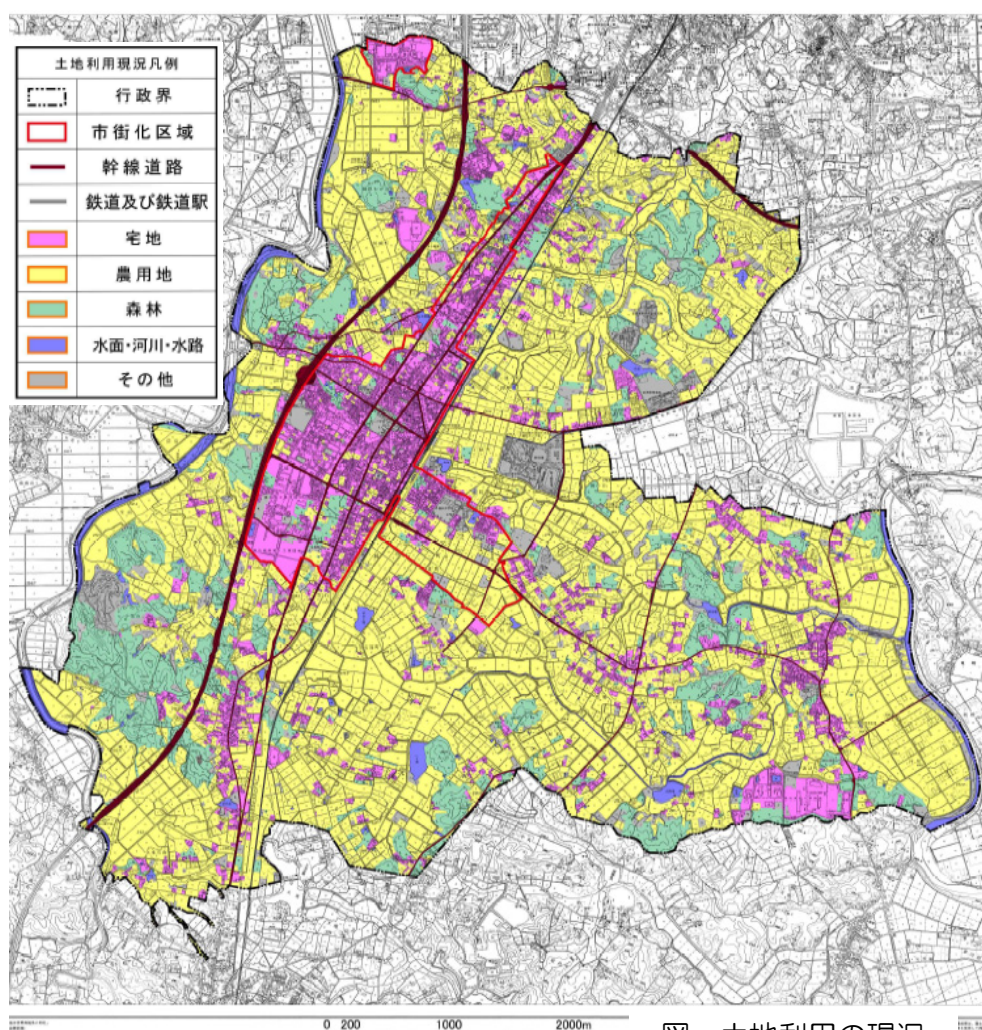
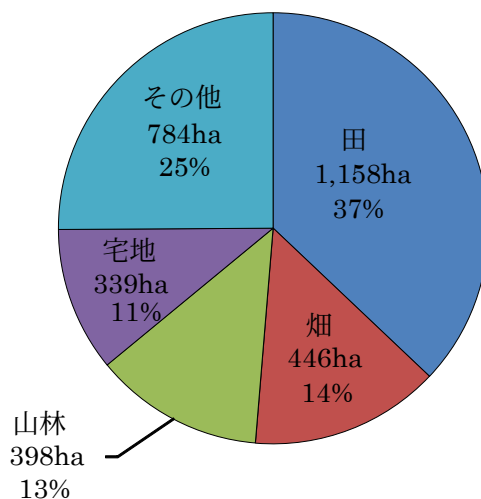


図 土地利用の現況

## (4) 交通施設

### ①鉄道

JR 東北本線鏡石駅が町のほぼ中心部に位置しています。

主に通勤・通学に利用されているほか、東北新幹線郡山駅、新白河駅への連絡駅となっています。

下り線（郡山方面）には、黒磯発・郡山行が、上り線（黒磯方面）には、郡山発・黒磯行が中心となっています。所要時間は、郡山駅まで約 20 分、須賀川駅まで約 5 分、新白河駅まで約 30 分となっています。

一日平均乗車人員は、減少する傾向がみられます。

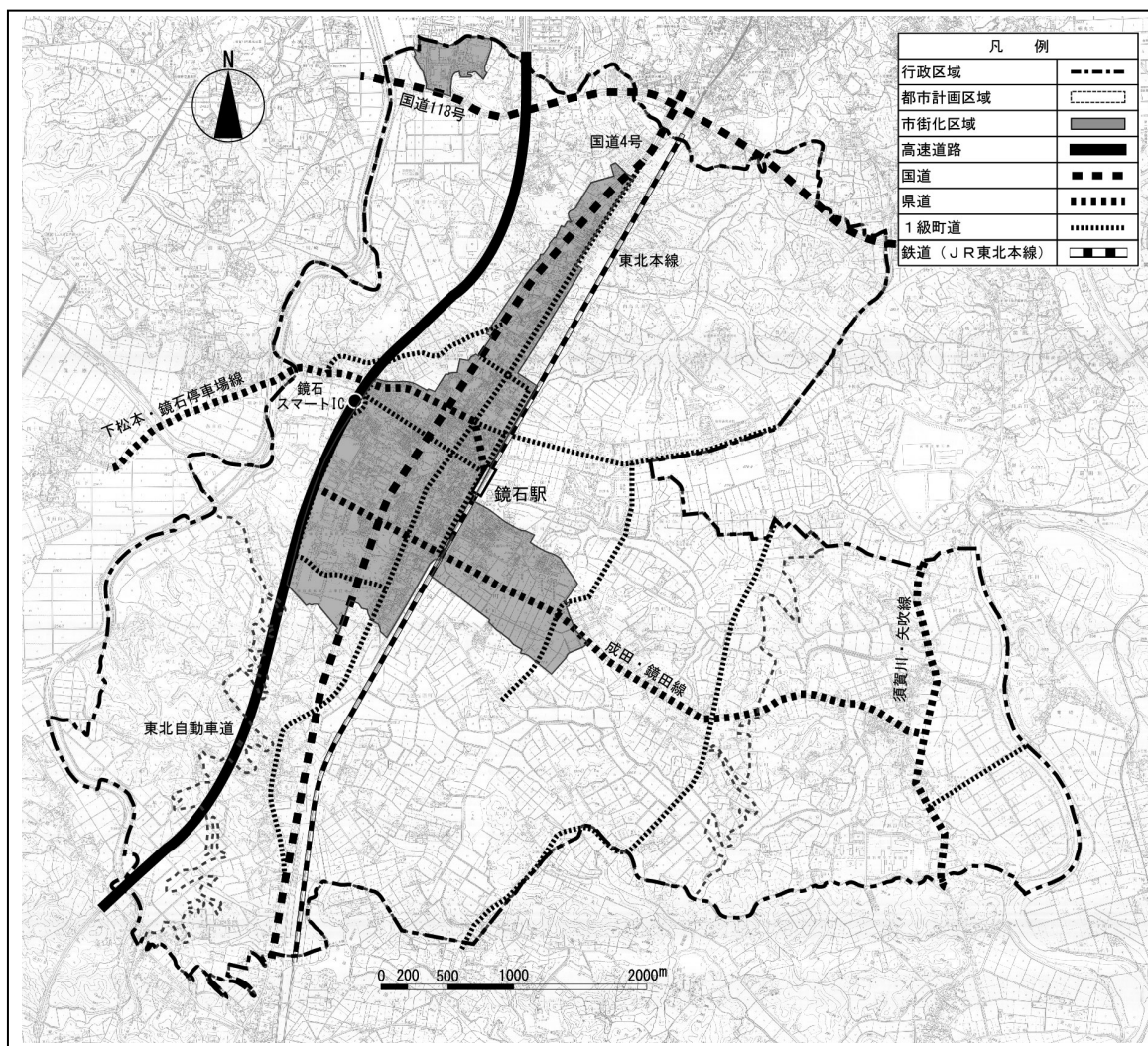
### ②幹線道路網

高速道路として東北縦貫自動車道が通り、鏡石スマートインターチェンジが設置されています。福島県の主要幹線道路の一つである国道 4 号が、南北に走っています。

本町の北側の須賀川市との行政界付近を国道 118 号が横断しています。

主要な県道として、町中心部から福島空港方面に伸びる成田・鏡田線、鏡石町と天栄村を連絡する下松本・鏡石停車場線、町東部を通り国道 118 号に接続する須賀川・矢吹線があります。

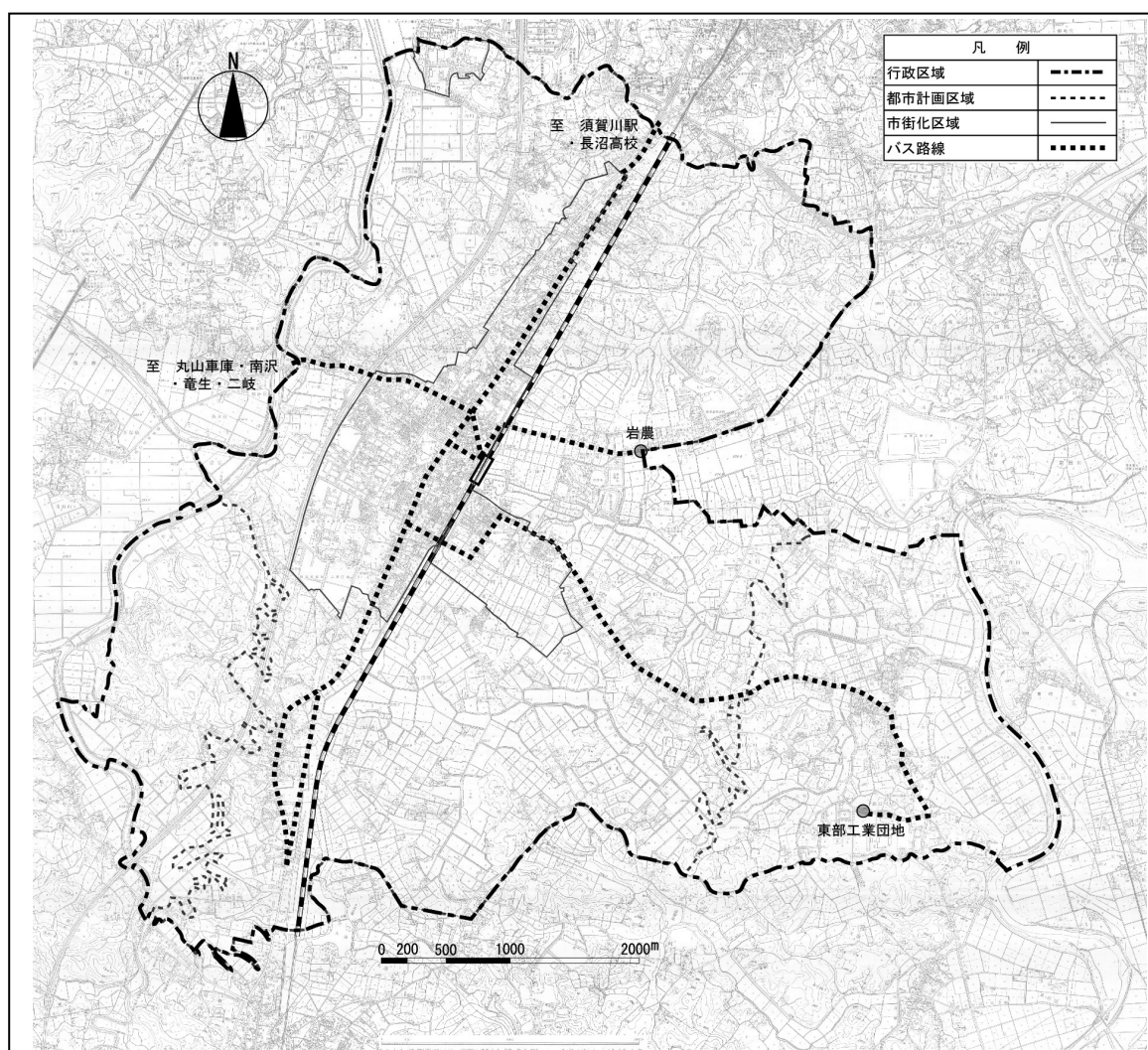
この他、国県道を補完する形で町道が通っています。



### ③バスルート

バス路線は福島交通須賀川営業所管内の運行系統に属し、須賀川駅行をはじめ、長沼高校行、竜生行、東部工業団地行などが運行しています。

運行本数は須賀川・鏡石間が最も多く 13 本、次いで竜生方面行きが 6 本となっています。



#### 図 循環バス路線



## (5) 公園緑地

### ①公園の現況

都市公園として、総合公園が1ヶ所（鳥見山公園）、街区公園が5ヶ所（不時沼公園・前山公園・境公園、条例に基づく駅東口公園・駅西口公園）が整備されています。

その他、都市公園の位置づけはないものの、人工芝そり場などが整備された「ふれあいの森公園」をはじめ、久来石公園、鏡沼跡（かげ沼公園）、20か所の児童遊園があります。

表 都市公園等の整備状況（\*2013年（平成25年）9月現在）

| 番 号     | 名 称   | 分 類  | 面積（㎡）   | 整備率    |
|---------|-------|------|---------|--------|
| 5.5.301 | 鳥見山公園 | 総合公園 | 191,000 | ※94.8% |
| 2.2.301 | 不時沼公園 | 街区公園 | 4,500   | 100.0% |
| 2.2.302 | 前山公園  | 街区公園 | 3,000   | 100.0% |
| 2.2.303 | 境公園   | 街区公園 | 900     | 100.0% |
|         | 駅東口公園 | 街区公園 | 3,100   | 100.0% |
|         | 駅西口公園 | 街区公園 | 800     | 100.0% |
| 合 計     |       |      | 203,300 | 99.1%  |

※鳥見山公園の未整備箇所は都市計画道路に伴う未整備

表 その他の公園の整備状況（\*2013年（平成25年）9月現在）

| 名 称        | 分 類  | 面積（㎡）   |
|------------|------|---------|
| ふれあいの森公園   | その他  | 106,823 |
| 久来石公園      | 農村公園 | 2,600   |
| 鏡沼跡（かげ沼公園） | その他  | 2,500   |
| 笠石杉林       | 児童遊園 | 735     |
| 一区中央       | 児童遊園 | 875     |
| 二区         | 児童遊園 | 750     |
| 三区不時沼      | 児童遊園 | 999     |
| 四区前山A集会    | 児童遊園 | 290     |
| 四区前山B      | 児童遊園 | 375     |
| 四区前山岡ノ内    | 児童遊園 | 484     |
| 鏡田不時沼      | 児童遊園 | 264     |
| 鏡田大池団地     | 児童遊園 | 600     |
| 高久田集会所     | 児童遊園 | 240     |
| 高久田鹿島      | 児童遊園 | 325     |
| 旭町中学校前     | 児童遊園 | 350     |
| 旭町二池       | 児童遊園 | 400     |
| 成田宿屋敷      | 児童遊園 | 400     |
| 成田北原       | 児童遊園 | 96      |
| 南高久田多目的集会所 | 児童遊園 | 115     |
| 境西         | 児童遊園 | 743     |
| 笠石中町       | 児童遊園 | 160     |
| 鏡田         | 児童遊園 | 450     |
| 笠石児童遊園     | 児童遊園 | 1,365   |
| 合 計        |      | 121,939 |



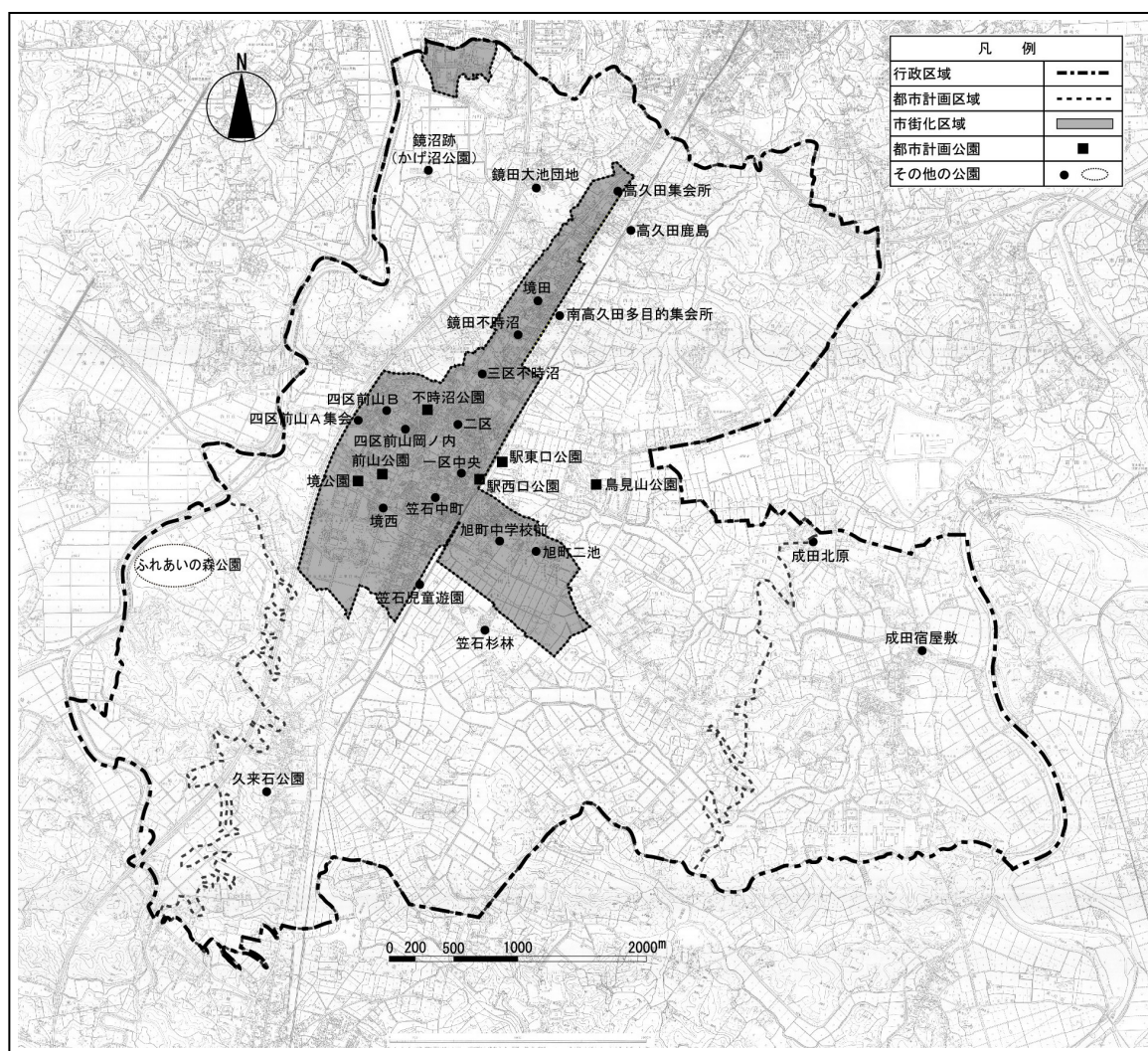


図 公園の整備状況

## ②緑被状況

市街地や市街地周辺には、開墾時の面影を残す雑木林が点在しています。市街地では、神社や公共施設周辺にまとまった樹林地が形成され、また、果樹栽培が盛んなことから、広葉樹が多く分布しています。

農地は、市街地を取り囲むように広がり、鏡石町を特徴づける景観の一つとなっています。

本町は、平地部が多く開拓されていることから、市街化区域外においても樹林地の割合が低いことが特徴となっています。

緑被率は、市街化区域で 46.6%、市街化調整区域 96.3%と高い割合を示しています。

### ③施設の緑化状況

街路樹は、鏡石駅周辺の都市計画道路や国道 4 号線の一部で植栽されています。

鏡石駅と鳥見山公園をつなぐ道路は「グリーンロード」として、桜やポプラが植えられており、ふくしまの遊歩道 50 選にも選ばれています。

公園・レクリエーション施設としては、鳥見山公園があり、桜やあやめの名所となっ

ています。

岩瀬牧場は、多くの人が訪れるみどり豊かなレジャースポットとなっています。

#### ④水辺の状況

本町では、行政区域を取り囲むようにして東側に阿武隈川、西側に釈迦堂川が流れています。

1956 年（昭和 31 年）に、天栄村の羽鳥地区にダムが建設され、羽鳥用水路の整備が進んだことから、本町でも田の面積が飛躍的に増え、現在の豊かな田園風景が広がっています。

市街地周辺には、農業用水として多数の池沼が点在しています。

#### ⑤町の花と木

町の花は「あやめ」、町の木は「しだれ桜」となっています。

2002 年（平成 14 年）6 月には、町制施行 40 周年記念事業として「第 13 回全国あやめサミット」が開催され、あやめを市町村の花に指定している 35 の自治体の首長や関係者が集い、あやめを通じた魅力あるまちづくりや地域づくりについて相互交流が図られました。



町の花「あやめ」



町の木「しだれ桜」



## (6) 供給処理施設

### ①上水道の整備状況

上水道区域の給水人口は 11,844 人、上水道普及率は 92.9%となっています。

表 上水道整備状況 \*2012 年度末（平成 24 年度末）現在

| 計画給水人口<br>(人) | 現在給水人口<br>(人) | 普及率<br>(%) |
|---------------|---------------|------------|
| 12,600        | 11,844        | 92.9       |

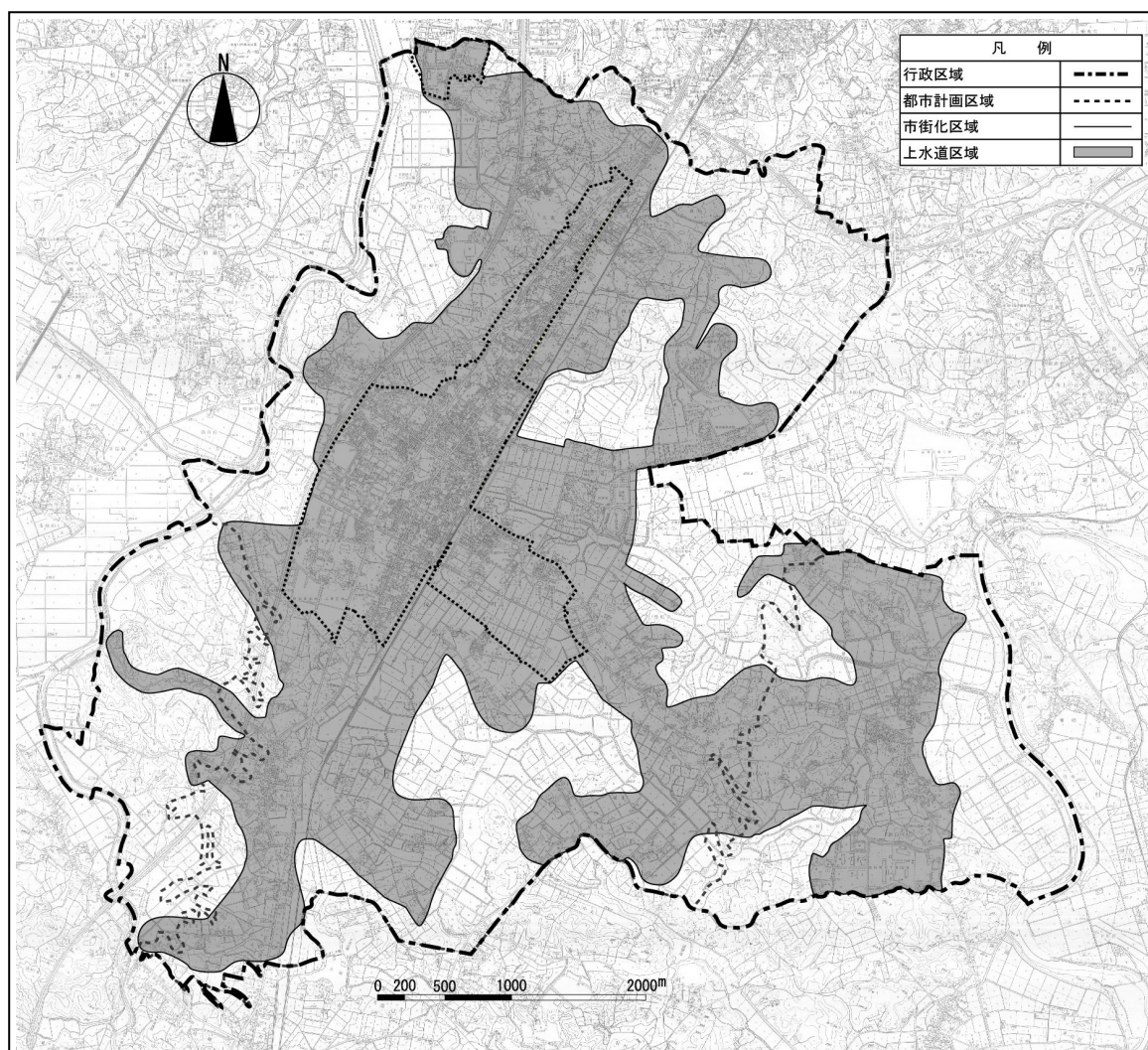


図 給水区域



## ②下水道の整備状況

公共下水道事業は、阿武隈川の水質保全を目的に策定された阿武隈川流域別下水道総合整備計画に基づき、1978年度（昭和53年度）より着手され、現在は「ふくしまの美しい水環境整備構想」に基づいて事業を進めています。

下水道の全体計画面積は、公共下水道・農業集落排水事業を併せて758.8haで、その内処理区域面積は380.1haです。公共下水道の普及率は、75.8%となっています。

表 下水道整備状況 \*2012年度末（平成24年度末）現在

|           | 公共下水道   | 農業集落排水  | 合併処理浄化槽   | 計         |
|-----------|---------|---------|-----------|-----------|
| 全体計画面積    | 655.8ha | 103.0ha | 2,366.2ha | 3,125.0ha |
| 事業認可区域面積  | 411.9ha | -       | -         | 411.9ha   |
| 処理区域面積    | 277.1ha | 103.0ha | -         | 380.1ha   |
| 管渠延長      | 63.6km  | 11.0km  |           | 74.6km    |
| 水洗化人口     | 8,440人  | 902人    | 775人      | 9,175人    |
| 水洗化率（人口）  | 86.5%   | 85.7%   | 100.0%    | 87.3%     |
| 普及率（処理人口） | 75.8%   | 8.2%    | 6.0%      | 90.0%     |

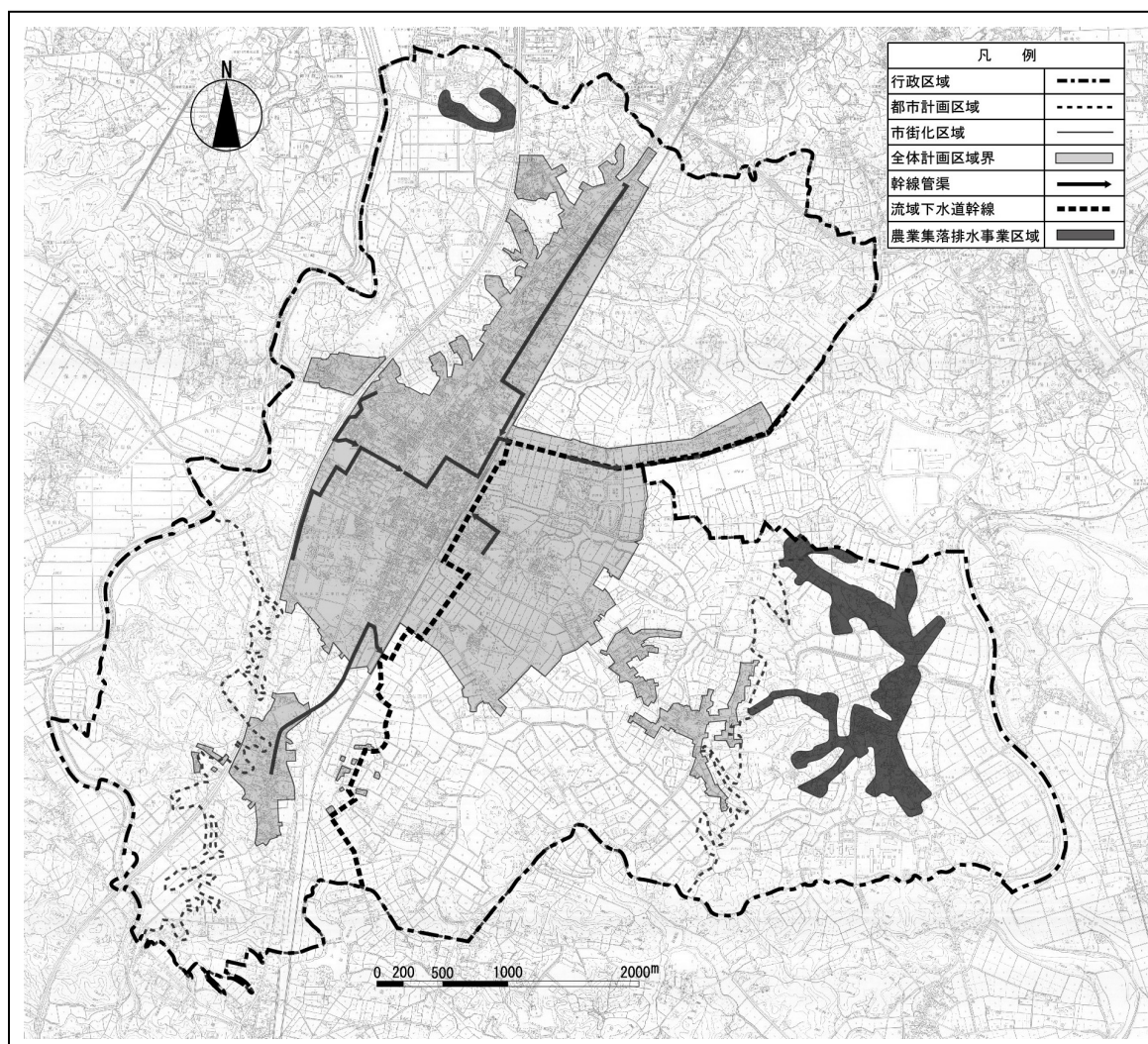


図 下水道関連施設の整備状況



## (7) 大規模開発事業

### ① 土地区画整理事業の状況

土地区画整理事業は、3地区での事業計画が決定しており、現在2ヶ所（1ヶ所は完了）で実施中です。

鏡石駅東第1土地区画整理事業は、2000年（平成12年）より始められています。

表 土地区画整理事業の状況

| No. | 区域名    | 事業主体      | 面積<br>(ha) | 整備率<br>(%) | 事業認可    | 施行（予定）年度     |
|-----|--------|-----------|------------|------------|---------|--------------|
| 1   | 鏡石駅前   | 鏡石町       | 2.9        | 100.0      | H3.7.11 | 平成10年6月16日完了 |
| 2   | 境      | 境土地区画整理組合 | 20.2       | 95.0       | H4.4.14 | 平成26年度完了予定   |
| 3   | 鏡石駅東第1 | 鏡石町       | 56.3       | -          | H12.8   |              |
|     | 合計     | 3ヶ所       | 79.4       |            |         |              |

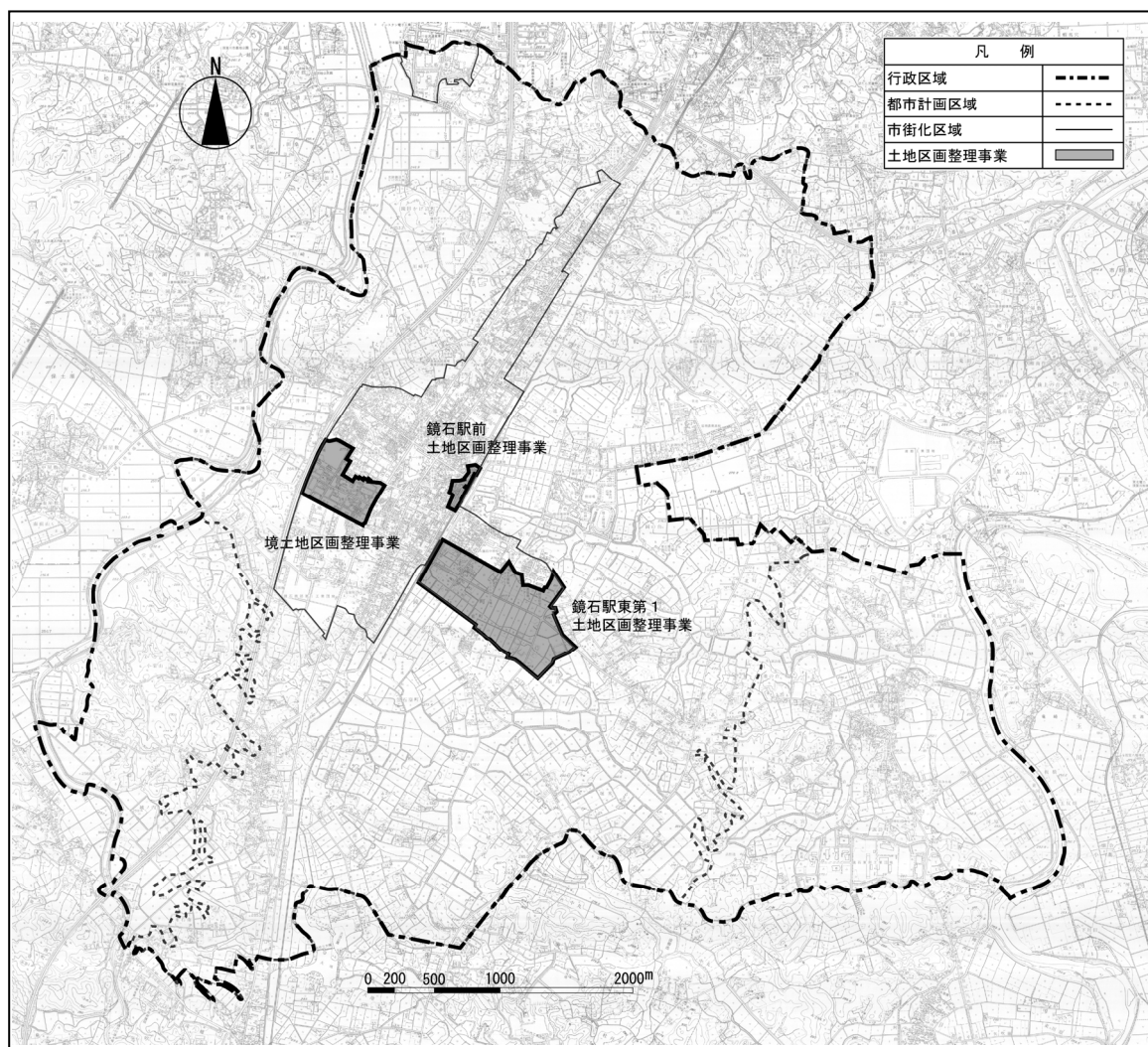


図 土地区画整理事業の状況



## ②工業団地等の整備状況

工業団地として「境工業団地」「東部工業団地」「島田工業団地」「北部工業団地」「南部第一工業団地」が整備されています。

この他、南部に「南町地区計画」が定められ、大規模な工場が立地するなどしています。

表 工業地等の状況

| 団地名      | 面積<br>(ha) | 企業数 | 分譲開始  |
|----------|------------|-----|-------|
| 境工業団地    | 14.9       | 14  | 昭和49年 |
| 東部工業団地   | 31.2       | 14  | 昭和60年 |
| 島田工業団地   | 8.4        | 1   | 平成3年  |
| 北部工業団地   | 12.1       | 12  | 平成5年  |
| 南部第一工業団地 | 9.4        | 6   | 平成13年 |
| 南町地区計画   | 4.8        | 1   | 平成22年 |
| 合計       | 80.8       | 48  | —     |

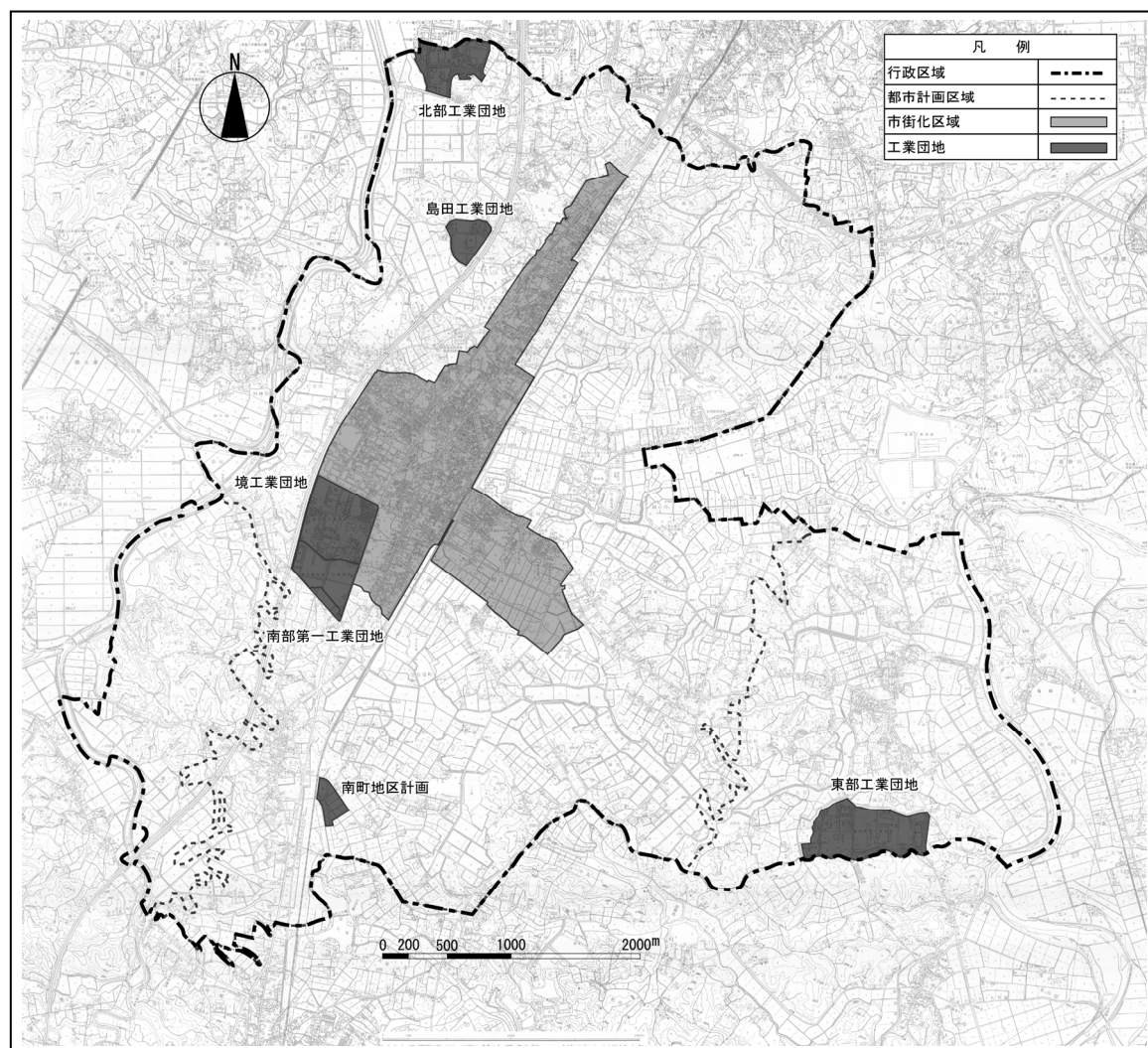


図 工業団地等の位置

## 2-2 まちづくりに関わる主要課題

本町におけるまちづくり上の課題を、都市計画における主要分野の類型別に整理すると、以下のとおりです。

なお、都市計画マスタープランは長期のビジョンではありますが、2011年（平成23年）3月11日に発生した東日本大震災により甚大な被害を受けており、震災からの復興をこれらの課題の前提として、あるいはこれらの課題とともに解決するテーマとして踏まえることが不可欠であると考えられます。

### ①コンパクトな町としての良さを活かした計画的な土地利用の推進

本町では、ほぼ町域の中央部の鏡石駅を中心とした一帯に市街化区域が指定され（北部の鏡石北部工業団地の区域を除く）、市街化を促進すべき区域が比較的明確に示されています。

そのため、集落地における住宅の建替え等もあるものの、多くの住宅建設などの開発が市街化区域の内部に行なわれており「コンパクトなまち」が形成されています。

南部の振興など、新たな拠点となる市街地の形成も課題となっていますが、基本的には優良農地や森林などの無秩序な減少を最小限に食い止めることなどで、現在の良い環境を保全し、そのうえで計画的な土地利用の規制・誘導により町の活性化を図っていくことが課題です。

市街化区域の内部では、特に「鏡石駅東第1土地区画整理事業」を中心とした総合整備事業の早期推進により「町の顔」ともいえる市街地を形成することが求められます。

また、比較的多く工業団地が整備され多くが分譲処分されていますが、一部に工場が建築されていない敷地も残っているため、早期に工業地としての土地利用を進めていくことも重要な課題です。

### ②交通環境の改善

広域的な幹線道路である国道4号が縦貫するほか、東北縦貫自動車道も通っておりスマートインターチェンジが設置されているなど、自動車交通の利便性は非常に高くなっています。福島空港などへのアクセス条件も良好です。

しかし町内の幹線道路網については、特に鏡石駅の東側における整備の立ち遅れが目立ちます。

「鏡石駅東第1土地区画整理事業」の実施などの機会を活用して、都市計画道路を中心とした幹線道路の早期整備を図り、東西のバランスのとれた幹線道路網の体系を構築することが求められます。

バス路線は、北部・西部・東部・南部の各々の方向へ向かう民営のバスルートがありますが、自家用車に依存する傾向が強く、公共交通体系の維持・改善は、今後高齢化の傾向を強める本町でも重要な課題であると考えられます。

鉄道路線としては、JR東北本線が通り、鏡石駅が町のほぼ中央に設置されています。通勤・通学等のための重要な交通手段となっており、今後も路線の存続とサービスの充実が求められます。

### ③豊かな自然環境の保全と活用

本町には 6 箇所の都市公園のほか、ふれあいの森公園、久来石公園、鏡沼跡（かげ沼公園）などが整備されており、児童遊園も 20 箇所あります。

配置バランスも概ねとれており、数的にはほぼ充足していると考えられますが、公園に対する市民ニーズは様々であるため、それらに的確に応えるための施設の適切な維持・管理と充実、新しいタイプの公園の新設などを検討していく必要があります。

公園の周辺の景観の向上や公園に至るルートの充実なども課題といえます。

都市計画に定められた緑地はありませんが、市街地やその周辺には、雑木林、樹林地が多く、特に果樹栽培が盛んなことから、広葉樹を中心とした緑地が多くみられます。農地もみどりの一翼を形成しています。

その他、街路樹や「グリーンロード」なども整備されており、これらの大切なみどりの空間を大切に守り充実していくことが課題となります。

水辺空間としては、東側に阿武隈川、西側に釈迦堂川が流れるほか、羽鳥用水路などの農業用水やため池などがあり、田のたたえる水も季節によってはうるおいのある環境と景観を形成しています。

良質な水辺空間を守り育てていく視点も重要です。

### ④都市基盤の充実

本町の上水道の普及率は約 92.9%であり、可能な限り全人口への普及を目指す必要があります。

公共下水道については、普及率が 75.8%であり、引き続き下水道の普及を推進していく必要があります。

各種の供給処理施設については、適切な維持・管理を継続するとともに、老朽化への対応や耐震性の向上などにも留意していく必要があります。

## 第3章 まちづくりの理念と将来像

---



## 第3章 まちづくりの理念と将来像

### 3-1 まちづくりの基本理念

本町におけるまちづくりを進めていくうえでの基本理念を以下のとおりとします。

#### ①震災から力強く立ち直る都市づくり

東日本大震災からの復興を急ぐとともに、さらなる飛躍を目指す視点を大切にします。  
目標年次には、震災から力強く立ち直った町が実現するように各種の取り組みを工夫し、実行していきます。

#### ②新時代にふさわしい都市づくり

人口構造の変化、社会経済のグローバル化、ICT（情報コミュニケーション技術）の飛躍的な発展、地方分権の進展、人々の価値観の多様化など、時代は大きく変化しています。

本町においても、こうした新しい社会経済の流れに立ち遅れることなく、むしろ先導していけるような「新時代」にふさわしいまちづくりを目指します。

#### ③町の特性を活かした魅力ある都市づくり

コンパクトで平坦な地形、比較的恵まれた交通条件、生産性の高い農地の存在、岩瀬牧場をはじめとする文化的資源の存在といった本町の特性、強みを活かして、さらに魅力のある都市をつくっていきます。

#### ④住みやすく町外からも人を呼ぶ都市づくり

魅力ある都市づくりによって、良好な居住環境を守り育てることで、住みやすい町、住んでみたくなる町をつくっていきます。  
さらには、町外から人が訪ねてみたくなるような観光都市としての飛躍を目指します。

### 3-2 将来都市像

町政運営全般にわたる基本方針であり、本計画の上位計画である「第5次総合計画」では、将来のあるべき都市像（キャッチフレーズ）として『かわる、かがやく、“牧場の朝”のまち かがみいし』を掲げています。

本計画でも、この都市像の理念を踏襲しつつ、都市空間を守り育てる各種の施策を進めていきます。

### 3-3 将来都市構造

本町の将来の都市構造を、次に示す要素から有機的に構成し、都市計画の視点から望ましい将来像の実現を目指します

#### (1) 拠点の形成

##### ①まちの総合拠点（鏡石駅の周辺の区域）

鏡石駅やその周辺の概ね市街化されている町の中心部は、本町の「玄関口」として、観光・交流・物産などの多様な都市機能を備えた町の中心地として「まちの総合拠点」に位置づけます。

鏡石駅前の商店街は、郊外に立地している大規模な商業施設と適切な役割分担を図りつつ、安心して徒歩や自転車で買物が楽しめるような空間形成を図ります。

土地利用の現状を考慮して、住宅地としての質の向上にも努めます。

公益的な機能の強化やアクセス（行きやすさ）の向上を図ります。

##### ②東部拠点（「鏡石駅東総合整備計画」を構想している区域）

東北本線の東側の「鏡石駅東総合整備計画」を構想・推進している区域は、本町の新たな拠点（東部拠点）として、育成・整備を図ります。

その中核となる事業として実施中の「鏡石駅東第1土地区画整理事業」の早期完成を目指します。

新しい質の高い住宅地としての整備をはじめ、生活支援機能や工業機能等を導入し、複合的な町東部の中心地として育て上げることを目指します。

復興住宅（災害公営住宅）の建設が計画されているため、その早期整備とともに、周辺への住宅立地を誘導し、新しいコミュニティの形成を図ります。

##### ③南部拠点（「南部総合整備計画」の想定範囲のうち、市街化区域に隣接した区域）

本町中心部から南西側方向に位置する東北縦貫自動車道に近接した一帯は、計画的に新たな拠点（南部拠点）を形成することを構想します。

市街化区域内の宅地化の促進を図る一方で、工業機能を中心に新たな地区開発を図ることで、町の南部の振興を図る拠点とすることを、長期的視点に立って構想します。

社会経済の状況を踏まえて、市街化区域に隣接した区域から順次段階整備を行うことなど、柔軟な開発の手法について調査・研究していきます。

##### ④北部拠点（国道118号バイパスの沿道及びその周辺の区域）

本町の北側の須賀川市との境界部付近のうち、国道118号バイパスの沿道及びその南側の区域については、町北部の活性化の核となる「高久田地区土地利用調整計画」があるため、その考え方を受け継ぎ「北部拠点」として位置づけます。

国道沿道について、都市的な土地利用への計画的な転換を規制・誘導するとともに、「農」と共存する閑静な新住宅地の形成を構想します。

宅地化に見合った公益機能の導入や周辺道路整備の必要性なども含めて、長期的な

視点に立って検討していきます。

#### ⑤スマート IC 周辺拠点（スマート IC の周辺の区域）

東北縦貫自動車道の鏡石スマート IC の周辺については、広域的な交通条件の良さを活かして「スマート IC 周辺拠点」としての整備を構想します。

自動車を利用した場合の本町への玄関口となることから、観光や交流、物産などの機能を中心とした区域としての活性化の手段を検討していきます。

#### ⑥ゆとりの住生活拠点

田園や樹林地に囲まれた住宅がややまとまって立地する区域は「ゆとりの住生活拠点」に位置づけます。

地域コミュニティの中心としての交流機能や生活利便機能などの充実を、営農環境や自然環境との両立に留意しつつ図っていく区域とします。

鳥見山公園の周辺など、立地特性によっては、観光機能の強化なども視野に入れます。

#### ⑦生産・流通拠点

既存の工業団地については「生産・流通拠点」として位置づけ、郊外部での産業の中心地の形成を計画的に進めます。

工場が立地していない敷地については、立地企業の誘致に努めるとともに、需要動向をみながら、将来的な拡張の可能性を検討していきます。

#### ⑧みどり環境の拠点

樹林地など、緑が比較的まとまって残されている区域を「みどり環境の拠点」に位置づけます。

原則として都市的な土地利用への転換は避け、良好な自然環境を守っていくこととします。

#### ⑨みどりのレクリエーション拠点（岩瀬牧場・鳥見山公園・ふれあいの森公園周辺の区域）

⑧の「みどり環境の拠点」を形成する区域の中でも特に中核となる資源として、岩瀬牧場・鳥見山公園・ふれあいの森公園、そしてその周辺の区域を「みどりのレクリエーション拠点」に位置づけます。

その機能の保全・充実を図るとともに、周辺部についても、可能な限り緑豊かな美しい環境の保全に努め、またアクセスを向上させることで、町民の憩いの場として、そして町外から人を呼び込むための拠点として育成を図ります。

#### ⑩水辺の拠点

高野池・ハス池・梨池・大池といった池が比較的多くみられるのが、本町の特性の一つとなっているため、これら及び周辺の区域を「水辺の拠点」に位置づけます。

原則として池として保全するとともに、水質の向上やニーズに応じた周辺環境の整備などを図ります。

## （２）軸の形成

### ①高速交通軸

町の西側を縦貫する東北縦貫自動車道は、高速道路として、宮城県・新潟県・東京都方面や、近隣の郡山市・白河市など、他の地域との広域的な交通を担う主軸となっています。

今後も「高速交通軸」として、その機能の維持・強化を図ります。

### ②広域交通軸

国道４号及び国道１１８号バイパスは、本町と他都市とを結ぶ重要な広域的な自動車交通の動線であるため「広域交通軸」として、やはりその機能の維持・強化を図ります。

拡幅事業や管理の主体は国や県となりますが、沿道の土地利用との整合や防災性の向上などにも留意して、要望などを行っていきます。

### ③地域交通軸

町内の各地域を連絡している主要な幹線道路は、新たに整備を構想・計画している都市計画道路を含めて「地域交通軸」に位置づけ、町内の自動車交通を処理するための主軸として、その機能強化に努めます。

特に、新たな拠点として早期に整備を図る「東部拠点」の土地利用を支えるための交通軸としての機能の強化を図ります。

長期的には「地域交通軸」が市街地を縦横に計画的に配置された（グリッドパターンと呼ばれる）姿の実現を目指します。

### ④歩行者回遊軸

鏡石駅から西方向の町役場などに向かう道路は、本町の玄関口となるため、美しく魅力的な本町を代表する街路となるように都市景観の充実などに努めます。

駅の東口方向についても「鏡石駅東総合整備計画」の推進と合わせて良質な道路空間の創出に努めます。

これらを含めて概ね環状のネットワークを構成することにより、駅東西双方における安心・快適に歩行・散策ができる「歩行者回遊軸」の形成を図ります。自転車の走行空間の整備なども検討していきます。

### ⑤水辺の軸

本町の東側・西側の行政界付近を流れる阿武隈川・釈迦堂川を「水辺の軸」と位置づけます。

治水機能の向上と水質浄化に努める一方で、親水性を高め、快適な「水辺の軸」の形成を目指します。



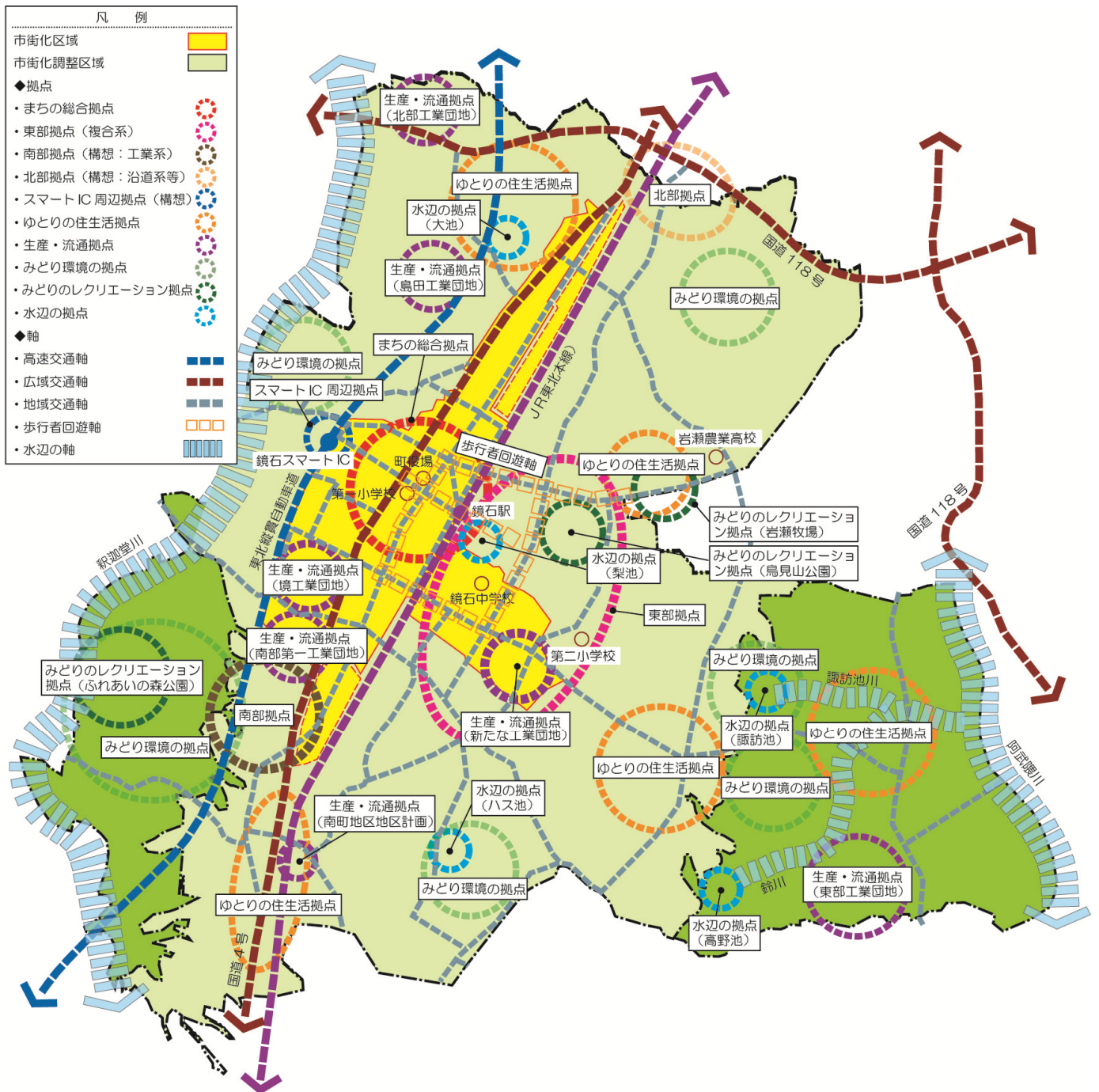


図 将来都市構造

## 第4章 まちづくりの基本方針

---

## 第4章 まちづくりの基本方針

### 4-1 土地利用の方針

#### ①市街地の整備・再生と計画的な拡大

土地利用のきめ細かな規制・誘導、道路・公園などの各種の施設の改善・新設により、異なる用途の共存や市街地の計画的な整備を推進していきます。

近年停滞・衰退の傾向もみられる鏡石駅周辺の中心市街地について、再生・活性化を図ります。

町の均衡ある発展を図るため「東部拠点」の形成に向けた「鏡石駅東総合整備計画」を推進します。特に「鏡石駅東第1土地区画整理事業」の早期完成を図ることに注力します。

「南部拠点」形成のための「南部総合整備計画」「北部拠点」形成のための「高久田地区土地利用調整計画」や「鏡石スマートIC周辺拠点」の形成の実現に向けた調査・研究を推進します。

拡幅事業が進む国道4号沿道や国道118号沿道について、沿道サービス型施設の立地導入を図るなど、都市的な土地利用を図ります。

#### ◆コラム：「鏡石駅東総合整備計画」とは◆

- ・鏡石駅の東側の約185haを、郡山都市圏における「副次的機能都市」「臨空田園都市」として開発する構想で、2002年度（平成14年度）策定の「第4次総合計画」において正式に位置づけたものです。（2012年（平成24年）3月策定の「第5次総合計画」においても、基本的な方向性を踏襲しています。）

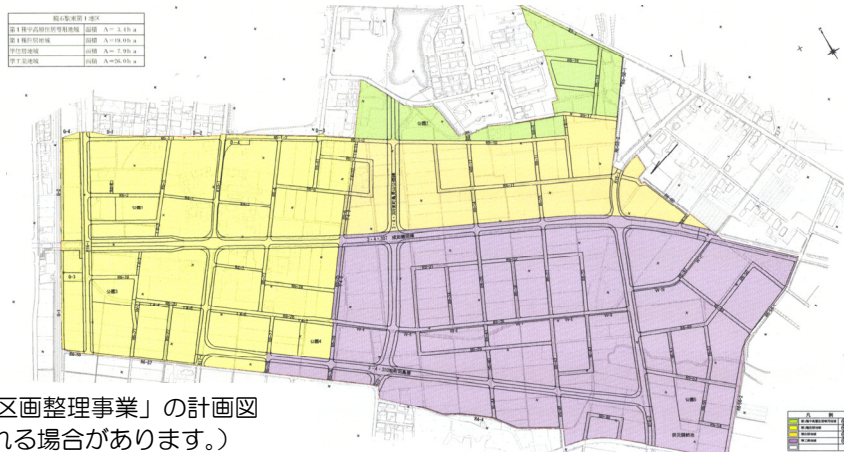


- ・左図の③の区域（約56.3ha）について、先行的に土地区画整理事業（鏡石駅東第1土地区画整理事業）を実施しており、新たな住宅地の形成を進めているほか、南東側の区域を準工業地域に指定し、工場集積地の形成を図ることとしています。
- ・また、東日本大震災からの復興の観点から、事業区域内への災害公営住宅の整備を図るほか、（仮称）防災福祉センターの整備や（仮称）鏡石浄水場の移転整備なども構想・計画しています。
- ・左図のゾーン（「①駅前交流拠点」「②リフレッシュ交流拠点」「③行政・福祉交流拠点」「④都市・農村交流拠点」）区分は構想立案当初のものであり、③の土地区画整理事業を実施している区域以外については、今後、長期的な視点に立って、その具体的なあり方を検討していくこととしています。



## ◆コラム：「鏡石駅東第1土地区画整理事業」とは◆

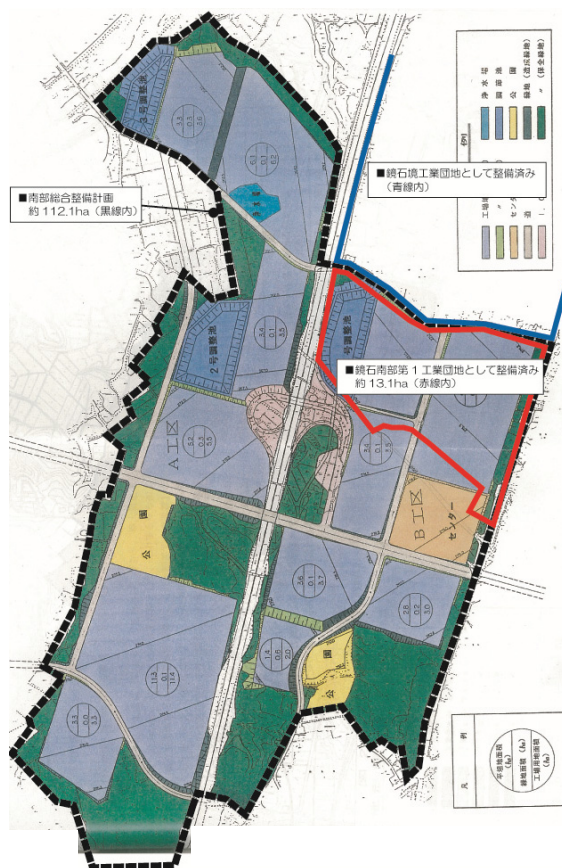
- ・「土地区画整理事業」とは、地権者の人たちから財産価値（地価）の上昇にみあった土地を一部供出してもらい、各々の敷地の形状を整えながら、道路や公園などの公共施設の整備などを進める開発手法の一つです。
- ・「鏡石駅東第1土地区画整理事業」は、2000年（平成12年）8月に事業認可を受け、施行面積56.3ha、計画人口1,650人で事業を進めています。
- ・2013年度（平成25年度）までを施行期間としていましたが、諸事業から事業に遅れがみられ、まだ事業完了の目途が立っていません。
- ・しかし、前ページに記したように、事業区域内への災害公営住宅の建設が計画されるなど、徐々に進捗してきています。



「鏡石駅東第1土地区画整理事業」の計画図  
(今後一部が変更される場合があります。)

## ◆コラム：「南部総合整備計画」とは◆

- ・東北縦貫自動車道の鏡石インターチェンジが本町の南西部に設置する構想の浮上を受けて、周辺を工業団地開発しようという計画です。
- ・1990年度（平成2年度）に「鏡石IC設置及び地域総合開発調査」を実施し、2002年度（平成14年度）策定の「第4次総合計画」において長期構想の一つに位置づけたものです。
- ・その後、計画区域の北東部に「鏡石南部第一工業団地」が整備されました。
- ・しかし、インターチェンジの設置に代わって、北側方向にスマートインターが設置することとなるなど環境に変化が生じたことから、2012年（平成24年）3月策定の「第5次総合計画」においては、「新たな手法での総合的な整備について調査研究を進める。」という位置づけとしました。
- ・長期ビジョンとしての本計画では、町の均衡ある発展を図るための南部の新たな拠点づくりの必要性を踏襲し、長期的視点にたって実現を図る方向性を記述しています。



「南部総合整備計画」の構想図  
(うち、鏡石南部第一工業団地のみ完成)





## ②環境と調和した整備

町内の各所にみられる樹林地や美しい田園や畑地、阿武隈川・釈迦堂川や池沼などの水辺空間といった自然環境について、可能な限り保全に努めます。

特に、なだらかに傾斜する本町ならではの景観の保全に留意します。

田園や樹林地に囲まれた集落地では、居住環境と営農条件の双方の改善、ニーズを踏まえた交流施設や生活利便施設の整備などを推進します。

また、工場・大規模商業施設・農地が住環境に与える影響が最小限となるように、可能な限り適切な配置に努めるとともに、大規模な土地利用転換にあたっての適切な環境影響評価、用途の分離や緩衝帯の設置などを検討・推進していきます。

## ③個性ある土地利用の推進

町内の各々の地域がもつ魅力を最大限に生かし、また新たに生み出すため、地域の特性を踏まえて、そこにふさわしい都市機能の強化を図ります。

様々な「拠点」の形成を図るなど、きめ細かな土地利用を規制・誘導します。

## ④適切な土地利用ゾーニング

①～③に示した基本的な方向性を実現するために、町内を適切なゾーンに区分して、各々にふさわしい土地利用を推進していきます。

「3-3 将来都市構造」における「拠点」に対応させる形で、次に示す土地利用ゾーニングにより町土を構成することを考えます。

■中心ゾーン：鏡石駅周辺の区域

■住宅ゾーン：市街化区域内の既存の住宅地

■幹線道路沿道ゾーン：国道の沿道など、にぎわいを創出するゾーン

■駅東新拠点ゾーン：駅東側の「東部拠点」に位置づけた区域

■南部新拠点ゾーン：南部第一工業団地に隣接する「南部拠点」に位置づけた区域

■北部新拠点ゾーン：高久田地区開発を構想している区域

■スマート IC 周辺ゾーン：スマート IC 周辺の区域

■生産・流通ゾーン：既存の工業団地と「東部拠点」「南部拠点」の一部の区域

■ゆとりの住生活ゾーン：集落地の中心地的な機能を果たす区域

■樹林ゾーン：まとまった樹林地などからなる区域

■田園ゾーン：農地・樹林地や農業集落からなる区域

| 凡 例          |  |
|--------------|--|
| 現在の市街化区域     |  |
| 市街化調整区域      |  |
| 都市計画区域外      |  |
| ◆ゾーニング       |  |
| ・中心ゾーン       |  |
| ・住宅ゾーン       |  |
| ・幹線道路沿道ゾーン   |  |
| ・駅東新拠点ゾーン    |  |
| ・南部新拠点ゾーン    |  |
| ・北部新拠点ゾーン    |  |
| ・スマートIC周辺ゾーン |  |
| ・生産・流通ゾーン    |  |
| ・ゆとりの住生活ゾーン  |  |
| ・樹林ゾーン       |  |
| ・田園ゾーン       |  |
| ◆施設等         |  |
| ・高速道路        |  |
| ・広域幹線道路      |  |
| ・補助幹線道路      |  |
| ・鉄道          |  |
| ・河川          |  |
| ・主要な公園等      |  |
| ・主要な公共施設     |  |

\*ゾーン区分の多くは概念的なものであり、実際の規模や境界線は、具体的な計画や事業の中で検討・決定していくことになります。



図 土地利用ゾーニング

## 4-2 道路・交通網整備の方針

### ①公共交通の利便性の確保・向上

町内を通る鉄道（東北本線）やバス路線といった公共交通網については、町民の移動手段として、また町外から人を呼び込むうえで、重要な役割を果たしているため、それらの利便性を維持し、また充実・促進します。

具体的には、風雨・風雪を防ぐシェルター（＝屋根つきの停留所）の設置などのバス停留所の改善等を事業者とともに検討していきます。

需要に応じてサービスを行う新しいタイプの交通システムの導入可能性なども長期的視点に立って調査・研究します。



路線バス

### ②体系的な道路網の形成

道路網には、本町と周辺市町村を結ぶ広域的な幹線道路から、身近な生活道路まで、様々なランクがあるため、都市計画道路をはじめ、これらの体系的な整備を推進します。

隣接市町村との結節性の向上を図る観点から拡幅整備などを進めます。特に、国が進める国道4号の拡幅事業の早期整備に合わせた町道の改良、東北縦貫自動車道の鏡石スマート IC へのアクセスの向上を重視した整備を進めます。踏切の拡幅などにより、東西方向の交通動線の確保を図ります。



拡幅事業中の国道4号

町内の主要な観光名所や公共・公益施設、公園などを、自動車を気にせずに安心して快適に

巡ることができる道路ネットワークを「歩行者回遊軸」として整備することを構想し、既存の「グリーンロード」から延伸するネットワークづくりを図ります。「鏡石駅東総合整備計画」などの実現を図る過程で、例えば駅前から東側方向に伸びる道路などを、町民が誇りにでき、来訪者にとって印象に残るような「シンボルロード」として整備する可能性なども長期的視点に立って検討していきます。

一般の生活道路全般については、交通安全などの面で問題のある区間について調査し、交通管理者（警察）などとの協議に基づき、一方通行化や自動車の通行規制などの手法もあわせて検討しながら改良を推進します。特に、狭あい道路が問題となっている地区でその拡幅整備を推進していきます。



### ③交通結節点の機能強化

鏡石駅は、町の玄関口として、交通の結節点としての機能を果たすことが求められています。

駅前広場の適切な維持・管理を継続するとともに、案内施設の充実や、東西方向の連絡性の向上、駐車場・駐輪場の新設検討など、その機能の充実を図ります。



鏡石駅

### ④土地利用に見合った道路網の整備

人や車が比較的多く通る施設が集積する区域では、歩道と車道を分離した道路の整備を、低層住宅が中心の住宅地などでは、歩行者が優先されるような道路づくりを推進します。

「鏡石駅東総合整備計画」などによる開発にあわせて、その土地利用に見合った道路網の整備を推進します。

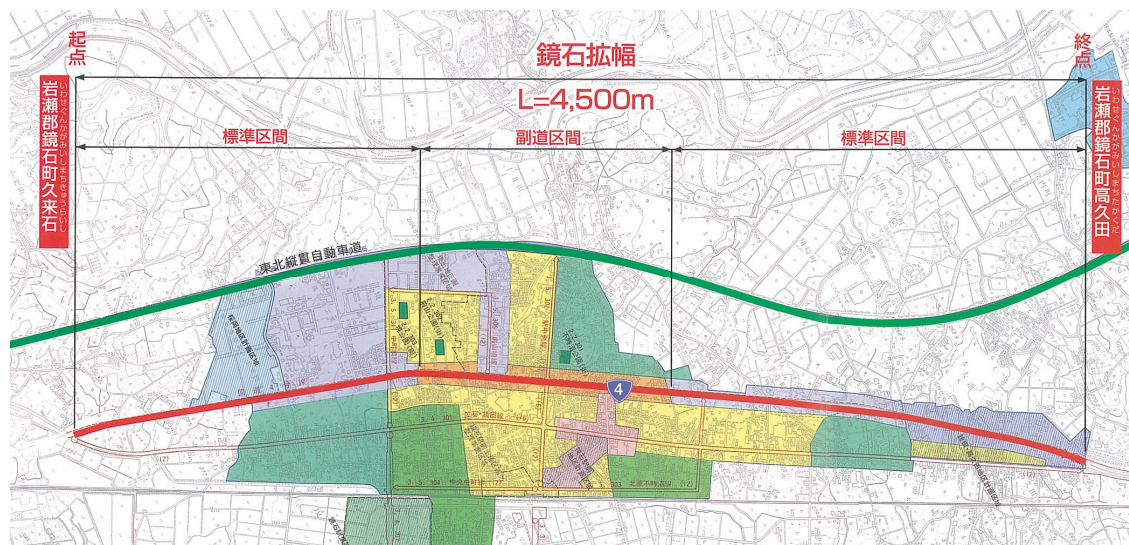
### ⑤ユニバーサルデザインの考え方に基づいた交通環境整備の推進

高齢化の進行を見据えて「ユニバーサルデザイン（＝高齢者や障がい者のために事後に対策を講じるのではなく、誰にとっても使いやすい施設を前もってデザインしておくこと）」の考え方を踏まえた交通環境の整備を推進していきます。

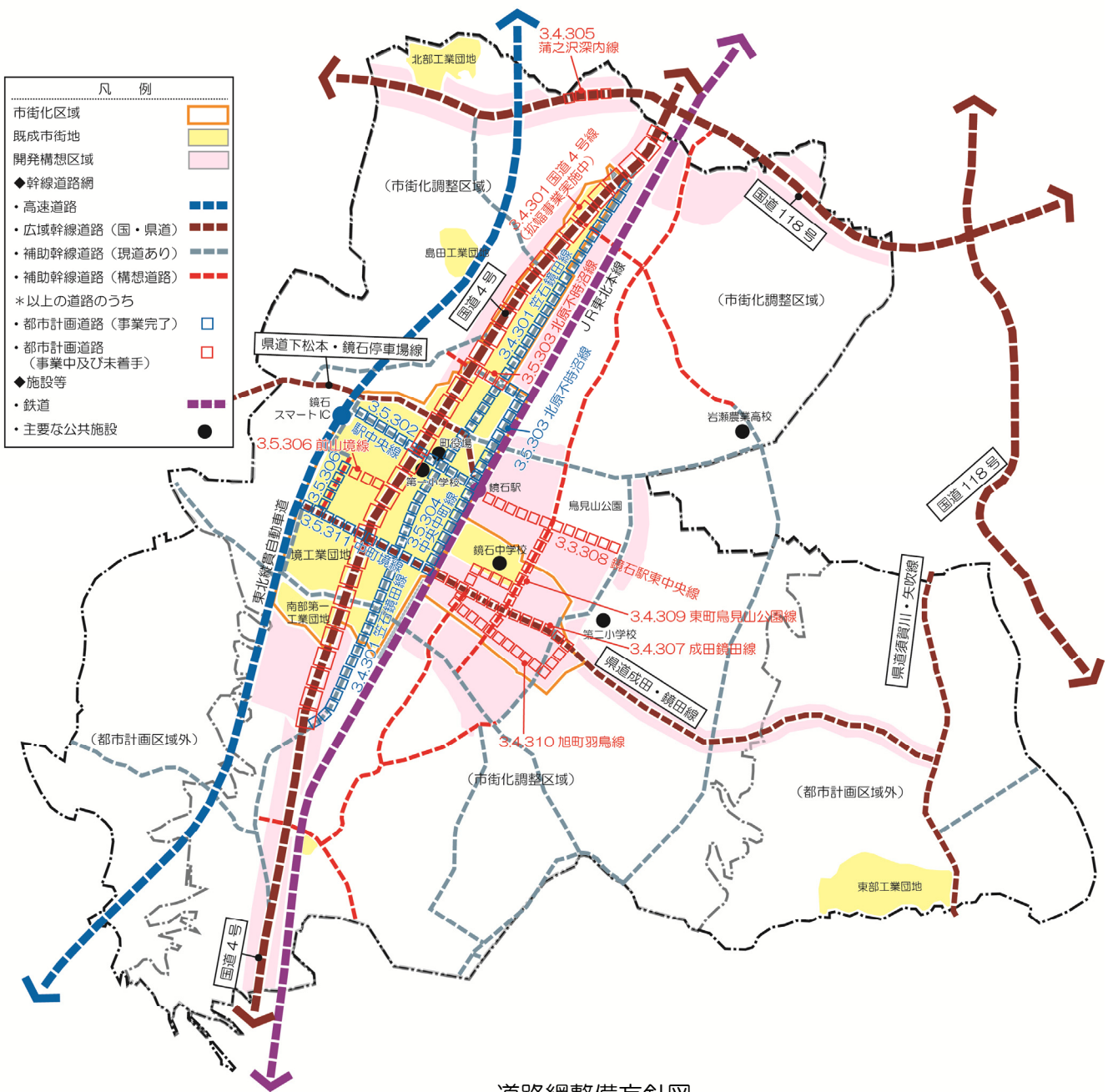
道路や駅舎などの公共空間のバリアフリー化（＝障壁除去）などを推進するほか、民間の施設についても、可能な限り改善を誘導・規制し、誰もが気軽に安心して外出できるような町の形成を図ります。

## ◆コラム：「国道4号拡幅事業」とは◆

- 正式には「一般国道4号鏡石拡幅事業」と呼ばれます。
- 交通混雑が激しい国道4号の鏡石町内のうち、久来石から高久田の間を幅員30m（副道設置区間は40m）の4車線に拡幅するものです。
- 現在、国（国土交通省東北地方整備局）により順次沿道の用地の買収が進んでおり、早期の完了が望まれています。
- 町においても、2002年度（平成14年度）策定の「第4次総合計画」において4車線化を位置づけて「第5次総合計画（2012年（平成24年）3月策定）」においても、その方向性を踏襲しています。）
- 本計画では、あわせて沿道の土地利用の転換を進め、商業施設・業務施設・沿道サービス施設などを含む連続性のある市街地の形成により、町の活性化を図る方向性を示しています。



「一般国道4号 鏡石拡幅事業」の計画図



道路網整備方針図

\* この図面は「4-1」に示した「土地利用方針図」のゾーン形成を支えるために必要な道路網配置を示す役割をもっています  
\* 「歩行者回遊軸」の構想ルート（例）については、煩雑さを避けるため、P38の「将来都市構想図」、P67の「南部地域まちづくり方針図」で表現しています。

## 4-3 環境まちづくりの方針

### ①生態系の保護

本町には、雑木林や平地林などの緑地、果樹園をはじめとする農地のほか、阿武隈川・釈迦堂川などの河川・池沼・農業用水路などの豊かな自然資源が残されています。

特に、遠くに那須連峰を望む、なだらかに傾斜した田園地帯と樹林地は、非常に美しい風景として知られますが、町の生態系を形づくる資源としても極めて重要であるといえます。

これらの自然資源は、新鮮な大気の手給、気温の調節、水源の涵養、良好な水循環など、本町の環境を守るうえで、様々な機能を果たしています。

豊かな町の生態系を破壊することなく、大切に保護・保全していくことで、大気や水が自然に近い形で循環するような、環境保全に留意したまちづくりを図ります。

散在していたり分断されているような自然資源については、極力それら相互をつなぐことで、有機的にネットワーク化することを目指します。

### ②自然資源の周辺整備・再生・ネットワーク化

町民が、気軽に自然環境にふれあい親しめるように、緑地や水辺空間など、周辺の整備を推進します。

ただ現在残された資源を守り活用するのみならず、新たな開発の機会に公園・緑地や街路樹を整備することなどで、失われてしまった自然環境の回復・再生を図ることを理想像とし、実現を目指します。

既存の「グリーンロード」の適切な維持・管理を図るとともに、周辺の道路も含めて相互を「歩行者回遊軸」などでネットワーク化したり、案内板の充実を図ることなども検討していきます。



桜並木のあるグリーンロード

### ③多様な公園の整備

公園は、休息・運動・レクリエーションなど、様々な町民活動の場となるほか、生態系の保全や良好な都市景観の創出など、多様な役割を果たします。

すでに各種の公園が整備され、多くの町民に利用されているため、これらの適切な維持・管理を継続するとともに、例えばアスレチック遊具のある公園など、バラエティ豊かな公園の新設の可能性も検討していきます。

一般の公園に加えて、ちょっとした空間を利用した「ポケットパーク(=小公園)」の整備の可能性も調査・研究します。



ふれあいの森公園



公園の整備や維持・管理にあたって、町民の参加を検討・推進していきます。

公園は大規模な災害が発生した際の避難場所となる場合もあるため、そうした想定に基づいた取り組みも推進します。

#### ④市街地の緑化と自然エネルギー拠点の形成検討

都市計画に定められた緑地は現在みられませんが、特に重要で根幹的な緑地空間については、市街地の内部にあっても、その指定の可能性を検討していきます。

町役場をはじめとする各種の公共・公益的な施設においては、その敷地内の緑地保全を基本とするほか、積極的に緑化を検討していきます。特に、施設の新規整備を行う際には、緑化を重視します。

幹線道路や鏡石駅の駅前広場などについても、街路樹や低木植栽、花々などにあふれる、うるおいのある空間づくりを推進します。

特に「歩行者回遊軸」、中でも「シンボルロード」としての整備を構想する街路については、特徴的で質の高い並木などからなる空間の創出を図ります。枝葉の大きく育つ樹種を採用したり、剪定を最小限にとどめることなどにより、風格ある並木道の形成を検討していきます。

「東部拠点」「南部拠点」「北部拠点」の形成ための開発事業や、工業団地の新規整備にあたって、特に緑化の推進を重視します。東北地方における「再生可能エネルギー拠点の形成」など、国の政策動向にも注視しつつ、先進的な自然エネルギー拠点を形成する可能性についても視野に入れた検討を行います。

個人の住宅や団地、工場、事業所など、民有地についても、広報・啓発活動や支援活動を展開することで、緑地の保全と緑化を推進します。

水の流れや噴水、池などの水辺空間を、市街地内に生み出す可能性も検討していきます。



町役場の緑のカーテン

## 4-4 公共施設の整備方針

### ①上下水道等の供給処理施設の整備

上水道や下水道の整備を計画的に実施します。

上水道については、普及率の向上に努める一方で、漏水の防止や適切な維持・管理を継続して安定供給を図るとともに、施設の耐震化などを推進します。

下水道については、雨水・汚水ともに未整備な区域が残っているため、可能な限り早急にその解消に努めます。整備が完了している区域では、適切な維持・管理を継続し、施設の耐震化などを推進します。

し尿処理施設など、その他の下水道関連施設についても、適切な維持・管理と更新を実施します。

電気・電話などのその他の公益施設（ライフライン）についても、民間事業者による適切な運営・管理を監督・要請していきます。



桜岡浄水場

### ②町民ニーズに応える各種の公共施設の整備と効率的な維持管理

ごみ処理やリサイクルのための施設、福祉施設、文化施設などについて、既存施設の適切な維持・管理を行いつつ、新設が必要な場合にはその適地の選定と必要な施設内容を、近隣の自治体などの関係者と連携して調査・研究していきます。

施設整備について検討する際には、自然環境・営農環境・景観などを損なうことのないように留意し、また近隣の町民や各種団体などと十分調整しながら適地を検討します。

各種の公共・公益施設は、随時点検を行うほか、必要に応じて耐震診断を行うなど、適切な維持・管理を継続します。

老朽化した施設については、可能な限り修繕・改築に努めるものとし、特にニーズが強い場合などに新規に建設することを基本的な考え方にします。

そのうえで町民ニーズの動向を把握し、必要に応じて各種の公共・公益施設の計画的な整備を検討・実施します。

## 4-5 健康と福祉のまちづくり方針

### ①町民の健康を守り増進する都市空間の整備

保健施策の推進とあわせて、スポーツ施設や散策路など、町民の健康を維持・増進するための施設の適切な維持・管理及び新規の整備を推進します。

野球場・陸上競技場・体育館・テニスコート・温水プールなどが整備された鳥見山公園をはじめ、町民の健康増進に資する体育施設の多くはすでに整備されているため、その適切な維持・管理と利用増進を図ります。

身近な空間でスポーツを楽しめるように、公園やポケットパーク（＝小公園）の新設も検討・推進します。

町民が散歩・ジョギング・サイクリングなどを楽しめるように、前述した「歩行者回遊軸」の形成を推進します。これにより、間接的に町民の健康維持と増進を支援していきます。



鳥見山公園

### ②安心して暮らし気軽に外出できる福祉のまちづくりの推進

高齢者や障がいをもった人たちを含めて、全ての町民が安心して暮らし、また気軽に外出できるように、福祉のまちづくりを推進します。

「ユニバーサルデザイン（＝高齢者や障がい者のために事後的に対策を講じるのではなく、誰にとっても使いやすい施設を前もってデザインしておくこと）」の考え方で屋外空間づくりを推進します。

鏡石駅や道路をはじめとする屋外の公共空間は、歩車道間の段差の解消、点字ブロックの設置などにより、バリアフリー化（＝障壁除去）などを推進します。歩行者と自転車相互が安心して歩行・通行できるようにする視点も踏まえて進めます。

鉄道やバスなどの公共交通機関も、さらに利用しやすいものとなるように、関係事業者者に協力を要請していきます。

町役場・福祉施設・文化施設などの公共・公益施設については、入口や内部の段差の解消、スロープやエレベーター・エスカレーターの設置、案内表示の充実などにより、だれもが気軽に利用できるように改善を推進します。

民間の施設についても、商業施設・医療施設など、不特定多数の人たちが訪れるような建物については、バリアフリー化を啓発していきます。

住宅全般についても、居住者の高齢化に対応したリフォームを促進します。

低所得者向けの町営住宅の適切な維持・管理に努めるとともに、需要動向を把握しながら建替えや新設を検討します。

今後のさらなる高齢化社会の到来に向けて、グループホーム（＝高齢者が一定程度のケアを受けながら集団で生活する集合住宅）などの整備も、民間事業者との役割分担に留意しつつ検討・推進していきます。

## 4-6 安全・安心のまちづくり方針

### ①様々な災害を想定した総合的な防災まちづくりの推進

東日本大震災からの復興はほぼ順調に進んでいるといえますが、万一再び震災に見舞われた場合や原子力災害に対しても被害を最小限にとどめる防災まちづくりを推進します。

本町は、市街地周辺に農地がひろがり、住宅敷地にも比較的ゆとりがあることから、大都市の市街地ほど災害に対して脆弱ではないと考えられていましたが、震災により大きな被害を受けることになりました。

また、火災、がけ崩れといった様々な災害に対しての備えを万全にしておく必要性には変わりがありません。

さらには、町の外周部ではありますが、阿武隈川・釈迦堂川をはじめ、農業用水路が流れていることなどから、水害に対して十分な対策を講じておくことも必要です。

こうした様々な災害の発生を想定して、総合的な防災まちづくりを推進していきます。

具体的には、延焼しにくい町とするため、十分な幅員をもった道路の整備や街路植栽の推進、公園や広場などのオープンスペースの確保、幹線道路の建物の不燃化、(仮称)防災福祉センターの新規整備と既存の防災拠点機能の充実などを総合的に推進します。

都市計画道路の整備や狭あい道路の拡幅などにより、避難や救援のための道路網の形成を図ります。

道路・橋梁などの都市施設の耐震診断の実施、新規整備にあたっては十分な強度をもった施設の整備、公共・公益的な施設の耐震化をはじめ、建築や開発にあたっての啓発や支援活動の推進などにより、都市施設や建築物の耐震性の向上を図ります。

災害発生時の避難所に指定されている小学校など機能の確保・充実を図るとともに、道路整備などにより、そこにいたるアクセス(=行きやすさ)の向上を図ります。

阿武隈川の氾濫による被害を防ぐため、河川改修等の必要性を検討し、関係機関に要望します。小河川や農業用水路などについても、周辺の浸水被害を防ぐために堤防整備などを実施あるいは支援していきます。路面の円滑な排水を促進するため、雨水排水路の整備を促進します。

### ②犯罪を未然に防止するまちづくりの推進

町民の防犯に対する不安感が近年強くなっていることから、犯罪を未然に防止するような市街地づくり、人々が健やかに成長するような質の高いまちづくりを総合的に推進します。

防犯カメラの設置や防犯運動の推進などの施策とともに、死角を減らすことなどで、不審者に心理的な圧迫感を与え、犯罪を未然に防ぐような空間形成を図ります。

同時に、人と人との日常的なふれあいを可能とするような施設づくり・空間づくりに努めることで、良好なコミュニティづくりを進め、地域全体が犯罪の発生抑止にともに取り組めるような前提を整えていきます。

青少年の健全育成につながるように、美しくやすらぎがあり、しかも活気も感じられるような空間形成にも配慮します。



### ③交通の安全性を高めるまちづくりの推進

本町は交通事故の発生件数が県内でも多いため、交通の安全性を向上するための取り組みにも重点をおきます。

危険箇所の把握に努めるとともに「鏡石駅東総合整備計画」などを推進する中で、交通の安全性が高い歩行者専用道路やコミュニティ道路（歩道と車道を分離すべき区間と相互が融合し自動車が速度を落とすような道路のこと）の整備などの可能性も検討していきます。

特に通学路の歩行や、歩行者と自転車が共存できる道路整備に留意します。

## 4-7 文化の香るまちづくり方針

### ①歴史を伝えるまちづくりの推進

本町には、民間施設ではあるものの、わが国初の西洋式牧場として知られる「岩瀬牧場」があるほか、県指定の重要文化財のある西光寺や、鎌倉時代の悲恋伝説が伝わる鏡沼などの歴史的な資源が残されています。

神社仏閣や辻など、その地域を象徴するような空間もみられます。

こうした本町ならではの歴史が育んできた遺産について、大切に守り後世に伝えていくことに努めます。

建築物の新築や開発、道路をはじめとする公共施設のデザインに当たっても、歴史性の継承に配慮します。



西光寺

### ②美しい田園風景と都市景観の保全と創出

県内でも有数の戸別高所得を生み出す優良な農地と一体となり、代々受け継がれてきた里山空間など、美しい農村景観を大切に保全します。

一方で「東部拠点」や「南部拠点」等の創出、「シンボルロード」の形成などの機会を通じて、美しく、同時に活気・やすらぎ・風格なども感じられるような市街地の都市景観の創出も推進していきます。



平成 25 年度田んぼアート

### ③新文化を創造するまちづくりの推進

古いものを守るのみでは町は発展せず、結果として古いものを守ること自体が困難になることが想定されることを踏まえて、近代的な街並みと里山的な景観をその立地特性に合わせて組み合わせるなど、多様な空間の提供や整備を進めることで、都市づくりの分野からも、新しい文化の創造を支援します。

前述した「歩行者回遊軸」のネットワークづくりも、歴史的資源を巡ることのできる道路網としての視点に加えて、新文化を創造する視点も含めて推進します。

### ④交流やイベントの場の保全と整備

歴史を継承し新しい文化を育んでいくためには、町民同士の交流、町外の人たちとの

交流の場を充実させていく必要があります。

あやめ祭り、鏡石「牧場の朝」オランダ・秋祭り、鏡石駅伝・ロードレース大会といったイベントの場を守り育てていくことも重要です。

こうした観点から、各種の公共施設や基盤整備を推進していきます。

国際交流を促進するために、屋外の案内板の外国語表記を増やすなどの努力も行っています。



鏡石「牧場の朝」オランダ・秋祭り



鏡石駅伝・ロードレース大会

---

## 【地域別構想】

---





## 第5章 地域別構想

---

## 第5章 地域別構想

### ■地域区分について

地域区分の方法については、本計画の上位計画である国土利用計画における3区分（東部地域・南部地域・北部地域）を踏襲します。

自然的・社会的・経済的・文化的な条件を踏まえて、農地を中心とした「東部地域」、本町の概ね中心市街地を構成する区域と「南部総合整備計画」として計画的な開発を構想する区域を含む「南部地域」、須賀川市や郡山市に相対的に近い立地条件を生かして複数の工業団地などが立地する「北部地域」の3地域に区分します。

なお、実際のまちづくりの単位は、必ずしもこの地域の単位と一致するものではなく、柔軟な取り組みを進めていきます。そのため、各地域の「まちづくり方針図」においては、隣接する地域の一部も重ねて表現しています。

表 地域区分

| 地域の区分 | 行政区                      |
|-------|--------------------------|
| 東部地域  | 豊郷区・成田区                  |
| 南部地域  | 鏡石1～4区・旭町区・さかい区・久来石区・笠石区 |
| 北部地域  | 仁井田区・鏡田区・高久田区            |

\* 東部地域と南部地域の境界線は、一部、行政区よりも「駅東総合整備計画」の構想区域界を優先しています。

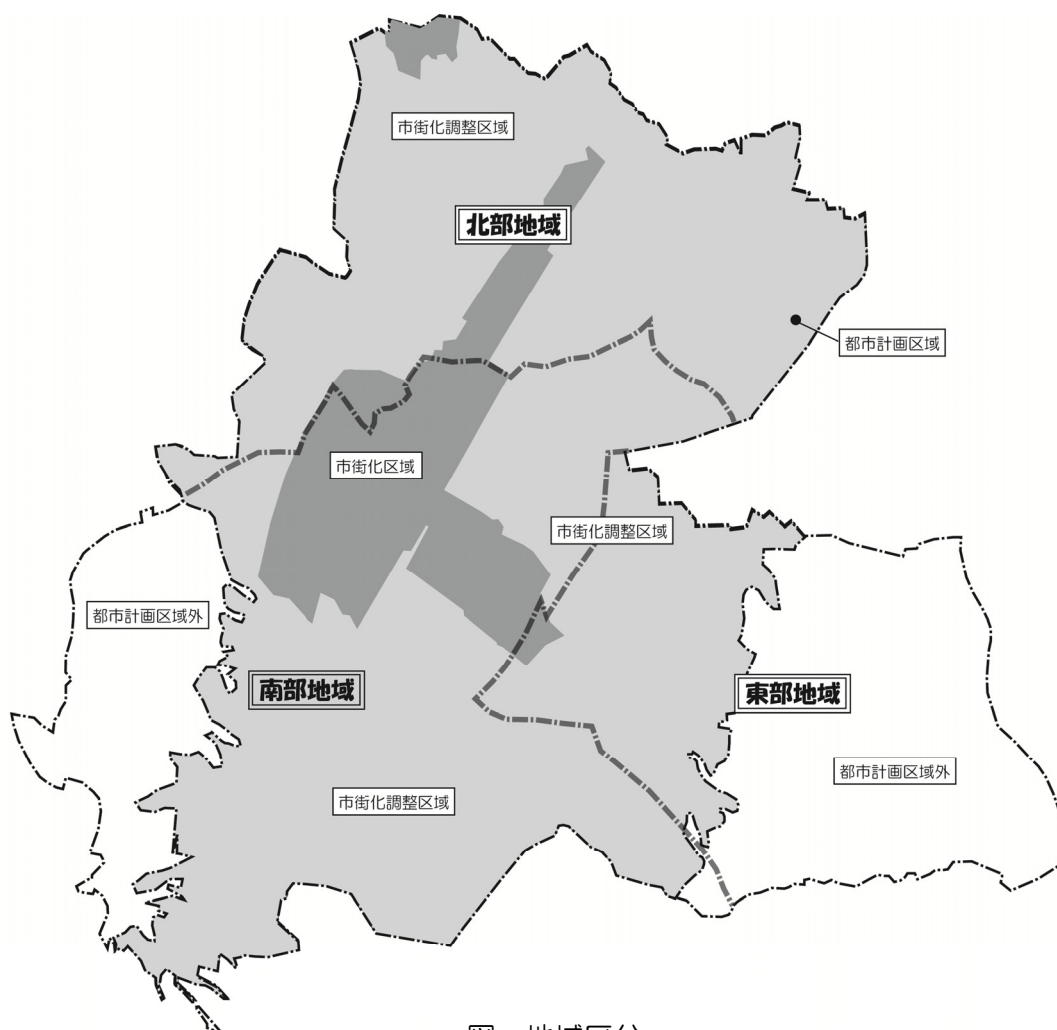


図 地域区分

## 5-1 東部地域のまちづくり方針

### (1) 東部地域の概況

農地を中心とした町の東側区域で、県道成田・鏡田線と県道須賀川・矢吹線の沿道を中心に集落地が形成されています。

大部分が優良農地であり、多くが宅地に転用することを制限した「農業振興地域の農用地区域」に指定されています。

### (2) 東部地域のまちづくりの方向

今後も農用地を中心とした土地利用を基本としつつ、営農環境や集落の生活環境の改善に資するような整備を計画的に推進します。

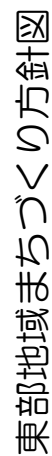
観光資源となっている高野池をはじめ、田園・樹林地、阿武隈川や鈴川の水辺空間など、貴重な自然環境を保全しつつ、地域の「オアシス」として、その景観の保全に留意しつつ、周辺整備を検討していきます。

地域の南側に「東部工業団地」が整備され分譲地は完売していますが、工場が立地していない敷地が存在するため「工業用地」としての利用を促進します。

#### ◆東部地域において想定されるまちづくり事業の例

- ・農地・樹林地等の自然環境の保全のための区域指定等の検討
- ・田園集落地の住環境整備
- ・集落地の活性化のための沿道の都市的土地利用（県道成田・鏡田線）の可能性の調査・研究
- ・東部工業団地における工場立地の促進による生産・流通機能の強化
- ・高野池と周辺環境の保全と基盤整備
- ・その他の観光振興のための資源発掘と活用
- ・阿武隈川沿いの親水性向上のための事業（遊歩道整備の検討等）





ゾーン区分の多くは概念的なものであり、実際の規模や境界線は、具体的な計画や事業の中で検討・決定していくことになります。

### (3) 行政区別のまちづくりの方向

本町は 13 の行政区に分かれていますが、東部地域には、豊郷区及び成田区が含まれるため、各々の行政区別のまちづくりの方向を、以下に示します。

| 豊郷区         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①区の概況       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町のやや東部に位置しています。</li> <li>・北側境界の一部で須賀川市に接しています。</li> <li>・西側の一部が市街化区域で「鏡石駅東第 1 土地区画整理事業」の事業区域内にありますが、その他は市街化調整区域となっています。</li> <li>・公共公益施設として「豊郷構造改善センター」「第二小学校」などが立地しています。</li> </ul>  |
| ②土地利用の方向    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●豊かな自然環境の保全・活用と良好な住環境をもつ集落地の形成</li> <li>●幹線道路沿道等の土地利用の適切な規制・誘導による、地区の活性化</li> </ul>                                                                                                                                                                                       |
| ③主要なまちづくり事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○営農環境・集落環境の維持・改善</li> <li>○田園環境や樹林地等の自然環境の保全・活用</li> <li>○県道成田・鏡田線の沿道（現状は市街化調整区域）の都市的土地利用に関する可能性の調査・研究</li> </ul>                                                                                                                                                         |

| 成田区         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①区の概況       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町の南東部に位置し、須賀川市・玉川村・矢吹町に接しています。</li> <li>・地区の東側境界に沿って阿武隈川が流れています。</li> <li>・地区の南西部に高野池が、北西部に諏訪池があり、各々が鈴川、諏訪池川として阿武隈川につながっています。</li> <li>・本町の中では最も福島空港に近接しています。</li> <li>・地区の西側の一部が市街化調整区域で、その他は都市計画区域外となっています。</li> <li>・地区の南側の境界付近に「東部工業団地」が整備されています。</li> <li>・公共公益施設として「北町集会所」「成田保健センター」「成田構造改善センター」「西原地区生活改善センター」「成田浄水場」「成田地区農業集落排水処理施設」などが立地しています。</li> </ul> |
| ②土地利用の方向    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●豊かな自然環境の保全・活用と良好な住環境をもつ集落地の形成</li> <li>●幹線道路沿道等の土地利用の適切な規制・誘導による、地区の活性化</li> <li>●生産・流通機能の強化</li> <li>●都市計画区域外における秩序ある土地利用の啓発・誘導</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                       |
| ③主要なまちづくり事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○営農環境・集落環境の維持・改善</li> <li>○田園環境や高野池・諏訪池、まとまった樹林地等の自然環境の保全・活用</li> <li>○阿武隈川や鈴川・諏訪池川の水質保全と河川沿いの親水性向上のための事業の検討</li> <li>○県道成田・鏡田線の沿道（現状は市街化調整区域）の都市的土地利用に関する可能性の調査・研究</li> <li>○「東部工業団地」における工業用地としての利用促進と需要動向に応じた拡張可能性の検討</li> <li>○福島空港方面への交通アクセス改善の検討</li> </ul>                                                                                                   |

## 5-2 南部地域のまちづくり方針

### (1) 南部地域の概況

JR 東北本線がほぼ中央を通る、鏡石駅を中心とした地域です。

地域の西部には当町の中心市街地が形成され、社会経済活動の中心となっています。

### (2) 南部地域のまちづくりの方向

地域の多くの区域が市街化を促進すべき「市街化区域」に指定されていることから、計画的な宅地化を図るほか、既存の住環境の改善、景観の向上、防災・防犯などの総合的な観点からの土地利用を継続・実施します。きめ細かなまちづくりのルールである「地区計画」が指定されている鏡石駅前・桜岡・南町・鏡石駅東第 1 において、開発や建築の適切な規制・誘導を継続します。

鏡石駅の東側の一帯は、町域のほぼ中央に位置し、都市公園としての鳥見山公園や公民館、中学校、老人福祉センター、消防署（分署）などの公共施設が立地するものの、西部に比較して開発の立ち遅れがみられます。

そのため、総合的な視点から地域づくりを行う「鏡石駅東総合整備計画」の推進を図り、特に事業中の「鏡石駅東第 1 土地区画整理事業」の早期完成と住宅・工場等の建築物の立地誘導に注力します。福祉・防災・防犯・景観といった多角的なニーズを踏まえて、町内外から人を呼び込むことができるような魅力ある地域づくりを図ります。

また、既成市街地との間をつなぐ「歩行者回遊軸」の形成により、一体的な都市の形成につなげることを目指します。

鏡石駅の南西方向にある「南部第一工業団地」及び「境工業団地」の分譲地は完売していますが、工場が立地していない敷地も残ることから、工場や研究所等の立地を促進します。

さらに南西側の「市街化区域」と接する区域では、南北に東北縦貫自動車道と国道 4 号が縦走し、福島空港が最も接近した良好な交通条件にあることを踏まえて、開発構想（南部総合整備計画）の実現の可能性について、引き続き検討していきます。商業系の需要動向も踏まえて、計画的に新市街地の形成を目指します。

鏡石スマート IC の周辺については、その立地条件の良さを踏まえて、町内外からの観光需要に応える機能、町の農産物を初めとして、町と町の特産品を広く PR するための機能、町民同士あるいは町民と町外からの来訪者との間の交流機能などの導入を軸に検討を深めていきます。「道の駅」の誘致の可能性も検討していきます。

優良農地や森林などの自然環境の保全に留意し、都市的な土地利用との調和を図ります。「岩瀬牧場」の立地の継続について支援を図るほか、周辺整備などの可能性も検討していきます。

#### ◆南部地域において想定されるまちづくり事業の例

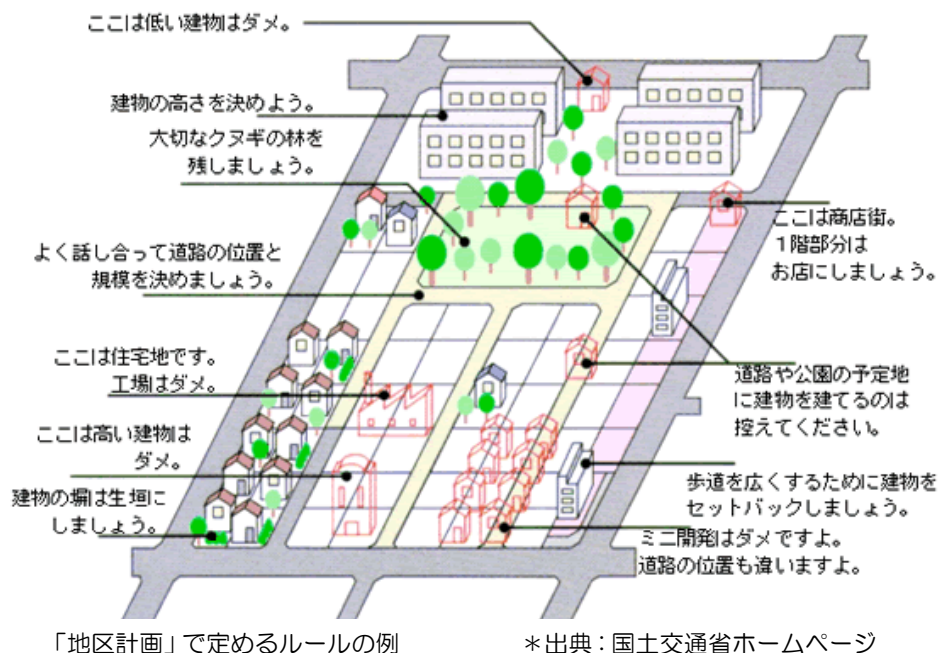
- ・公共施設の充実等による「まちの総合拠点」の形成
- ・「鏡石駅東総合整備計画」と地区計画に基づいた計画的なまちづくりや都市計画道路の整備等による「東部拠点」の形成。特に「鏡石駅東第 1 土地区画整理事業」の早期完了（→次ページに続く）



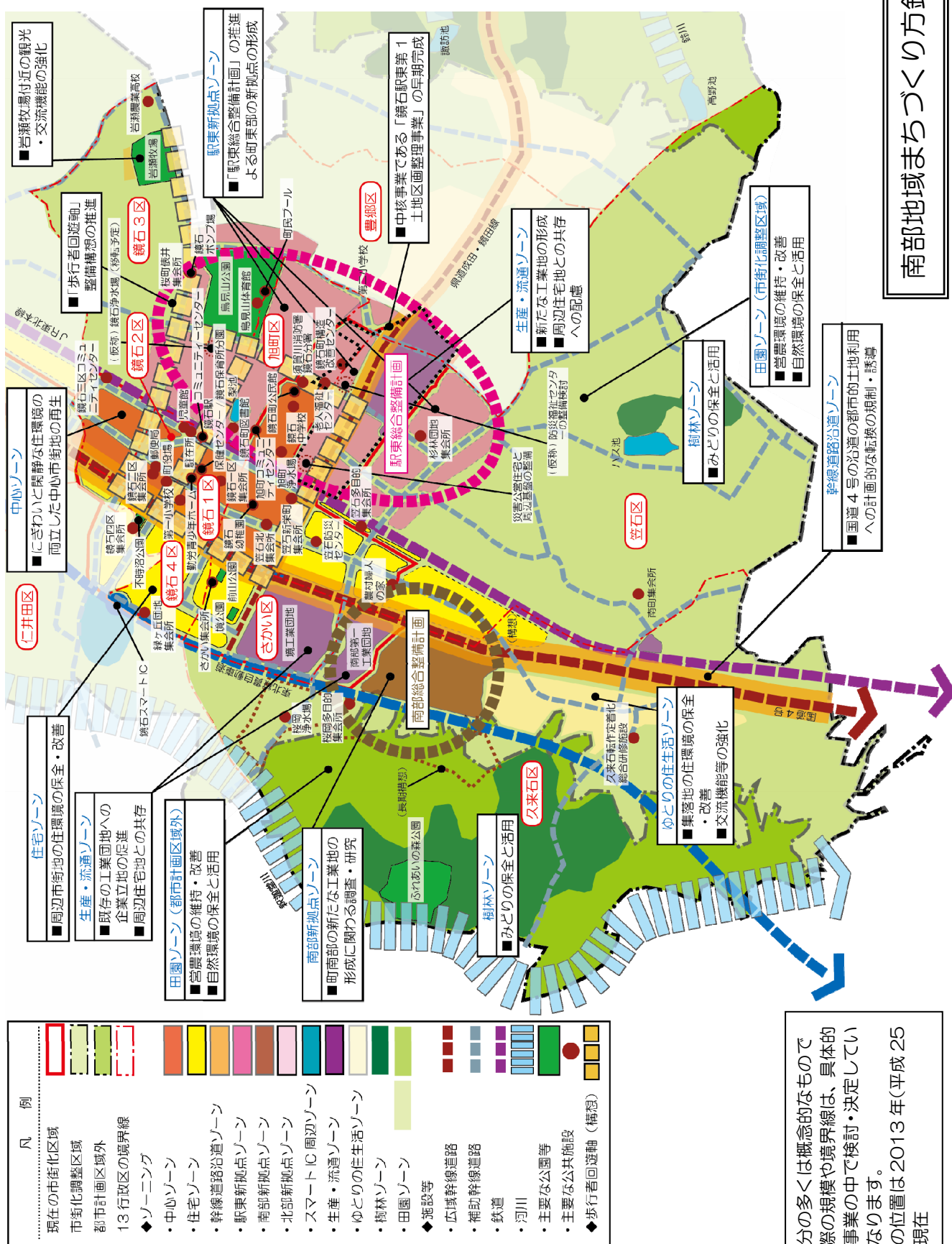
- 「鏡石駅東第1土地区画整理事業」の実施に合わせた、災害公営住宅の整備と「(仮称)防災福祉センター」の整備検討
- 市街化区域内の計画的な宅地化の推進と都市景観の保全・創出
- 特に地区計画の指定区域(鏡石駅前・桜岡・南町・鏡石駅東第1)における計画的なまちづくり
- 地域南部を中心とした農地・樹林地等の自然環境の保全
- 田園集落地の住環境整備
- 集落地の活性化のための沿道の都市的土地利用の可能性の調査・研究
- 境工業団地における企業誘致による生産・流通機能の強化
- 「歩けるまちづくり」「自転車利用のまちづくり」のためのプロムナード整備等
- 鏡石駅の駅舎(エレベーターの設置や観光機能等の強化検討)と周辺環境の保全・充実
- 鳥見山公園、ふれあいの森公園、岩瀬牧場の周辺環境の保全と観光振興のための基盤整備等
- 釈迦堂川沿いの親水性向上のための事業(遊歩道整備の検討等)
- 「南部総合整備計画」の実現に向けた調査・研究

#### ◆コラム：「地区計画」とは◆

- 「用途地域制度」のような広域的なゾーニング(その箇所にふさわしい規制の範囲を面的に定めること)手法に対して、地区からの発想で、きめ細かな地区の特性に応じたまちづくり(開発や建築の規制・誘導)を可能とする手法です。
- 建物の高さや壁面の位置、垣や柵の制限などを「地区整備計画」として町の条例に定めることで、建物を建築する際の建築確認の条件となります。
- 本町の南部地域においては「鏡石駅前地区計画」「桜岡地区計画」「南町地区計画」「鏡石駅東第1地区計画」の4か所で地区計画を定めて住環境を守っています。「鏡石駅東第1」は「鏡石駅東第1土地区画整理事業」の区域と同一。町内では他に、北部地域内で「鏡田・高久田地区計画」が指定されている。)
  - 指定のためには一定の要件があり、合意形成も必要となるため、町全域で指定することは困難ですが、地区計画を定めることで市街化調整区域内の計画的な開発が可能となる場合もあるため、その可能性を広く検討していくことが望ましいといえます。



## 南部地域まちづくり方針図



\*ゾーン区分の多くは概念的なものであり、実際の規模や境界線は、具体的な計画や事業の中で検討・決定していくことになります。

\* 公共施設の位置は2013年(平成25年)9月現在

### (3) 行政区別のまちづくりの方向

本町は 13 の行政区に分かれていますが、南部地域には、鏡石 1 区～4 区・旭町区・さかい区・久来石区・笠石区が含まれるため、各々の行政区別のまちづくりの方向を、以下に示します。

| 鏡石 1 区      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①区の概況       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・鏡石駅南西側の町の中心部に位置しています。</li> <li>・地区の東側境界をＪＲ東北本線が、西側境界を国道４号が通っています。</li> <li>・全域が市街化区域にあり、低層住宅を中心とする市街地が形成されていますが、未利用地も残っています。</li> <li>・公共公益施設として「第一小学校」「コミュニティセンター（鏡石駅舎。鏡石２区との境界線付近）」「勤労青少年ホーム」「保健センター」「鏡石一區集会所」などが立地しています。</li> </ul>  |
| ②土地利用の方向    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●町の中心市街地の一翼を担う地区としての土地の有効利用の促進</li> <li>●幹線道路沿道等の土地利用の適切な規制・誘導による、地区の活性化</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                         |
| ③主要なまちづくり事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○鏡石駅前土地区画整理事業を実施した区域を中心とした建物立地と土地の有効利用の誘導</li> <li>○国道４号の拡幅事業（国）と合わせた、中心市街地としてふさわしい沿道の都市的土地利用の推進</li> <li>○「コミュニティセンター（鏡石駅舎）」の再整備の推進などによる、活気ある中心市街地の再生の検討</li> <li>○第一小学校（震災被害による建替え後）のコミュニティ・防災拠点としての活用</li> <li>○「駅東総合整備計画」の進捗と合わせた鉄道東西の連絡性の向上（「歩行者回遊軸構想」の推進等）</li> </ul>                                                 |

| 鏡石2区        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①区の概況       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・鏡石駅北西側の町の中心部に位置しています。</li> <li>・地区の東側境界をＪＲ東北本線が、西側境界を国道４号が通っています。</li> <li>・全域が市街化区域にあり、低層住宅を中心とする市街地が形成されており、商店なども立地しています。</li> <li>・公共公益施設として「町役場」をはじめ「郵便局」「鏡石二区集会所」「コミュニティセンター（鏡石駅舎。鏡石１区との境界線付近）」などが立地しています。</li> </ul>  |
| ②土地利用の方向    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●町の中心市街地の住環境を守り育て、にぎわいを創出する土地利用の規制・誘導</li> <li>●幹線道路沿道等の土地利用の適切な規制・誘導による、地区の活性化</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                      |
| ③主要なまちづくり事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○中心市街地・駅前商業地にふさわしい土地利用の誘導（産業・観光施策との連携、鏡石駅前地区計画の活用・周知と周辺地区への拡大の検討等）</li> <li>○国道４号の拡幅事業（国）と合わせた、中心市街地としてふさわしい沿道の都市的土地利用の推進</li> <li>○「コミュニティセンター（鏡石駅舎）」の再整備の推進などによる、活気ある中心市街地の再生の検討</li> <li>○「駅東総合整備計画」の進捗と合わせた鉄道東西の連絡性の向上（「歩行者回遊軸構想」の推進等）</li> </ul>                                                           |







| 鏡石4区        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①区の概況       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・鏡石1区～3区の西側に位置しています。</li> <li>・地区の東側境界を国道4号が、西側境界を東北縦貫自動車道が通っており、スマートICが設置されています。</li> <li>・全域が市街化区域にあり、低層住宅や住宅団地を中心とした地区です。</li> <li>・地区の南側の一部が、境土地区画整理事業の事業区域に含まれています。</li> <li>・公共公益施設として「鏡石四区集会所」「緑ヶ岡団地集会所」などが立地しています。</li> </ul>  |
| ②土地利用の方向    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●良好な住環境をもった住宅市街地の形成</li> <li>●スマートICを活用した生産流通機能の強化</li> <li>●幹線道路沿道等の土地利用の適切な規制・誘導による、地区の活性化</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                   |
| ③主要なまちづくり事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○境土地区画整理事業の事業区域内における建築物の立地促進</li> <li>○国道4号の拡幅事業（国）と合わせた、沿道の都市的土地利用の推進</li> <li>○住宅団地の適切な維持・管理と更新の誘導</li> <li>○不時沼公園等の適切な維持・管理</li> </ul>                                                                                                                                                                                 |

| 旭町区         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①区の概況       | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 町の中心部の東側に位置しています。</li> <li>• 住宅や中学校などが立地する地区の概ね南側半分が市街化区域で、北側半分が市街化調整区域となっています。</li> <li>• 地区の北西部に梨池があります。</li> <li>• 公共公益施設として「鏡石町図書館」「鏡石町公民館」「老人福祉センター」「旭町コミュニティセンター」「鏡石町構造改善センター」「須賀川消防署鏡石分署」「鏡石中学校」「旭町浄水場」などが立地しています。</li> </ul>  |
| ②土地利用の方向    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 良好な住環境をもった住宅市街地の形成</li> <li>● 「駅東総合整備計画」の推進による町の東部の拠点形成</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                       |
| ③主要なまちづくり事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「鏡石駅東第1土地区画整理事業」の早期完了</li> <li>○ 「駅東総合整備計画」の本地区内を含めた区域全体での事業実施のための調査・研究</li> <li>○ 公共公益施設が比較的多く立地する現状を踏まえた、相互のアクセスの向上推進等</li> <li>○ 梨池を生かしたまちづくりの検討</li> </ul>                                                                                                                                                           |

| さかい区        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①区の概況       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町のやや西側の笠石区と久来石区の間に位置しています。</li> <li>・地区の西側境界を東北縦貫自動車道が、東側境界を国道4号が通っています。</li> <li>・全域が市街化区域内で、地区内の多くが、境土地区画整理事業の事業区域となっています。</li> <li>・北側は低層住宅を中心とする市街地に、南側は「境工業団地」となっています。</li> <li>・公共公益施設として「さかい集会所」などが立地しています。</li> </ul>  |
| ②土地利用の方向    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●良好な住環境をもった住宅市街地の形成（地区北側）</li> <li>●生産・流通機能の強化</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                          |
| ③主要なまちづくり事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○市街化区域内の住環境整備と土地の有効利用の推進</li> <li>○境土地区画整理事業の事業区域における建物の立地誘導</li> <li>○境工業団地における工業用地としての利用促進</li> <li>○比較的多く立地する公園の適切な維持・管理</li> </ul>                                                                                                                                                                             |

| 久来石区        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①区の概況       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町の南西部に位置し、西側で天栄村、南側で矢吹町と接しています。</li> <li>・東北縦貫自動車道、国道4号、JR東北本線が縦貫しています。</li> <li>・樹林地や農地が中心となっており、地区の北西側に釈迦堂川が流れています。</li> <li>・地区の東側は市街化調整区域、西側は都市計画区域外です。</li> <li>・地区の北側のさかい区との境界付近に「南部第一工業団地」が整備されています。</li> <li>・「ふれあいの森公園」が整備され、レクリエーションの拠点となっています。</li> <li>・公共公益施設として「桜岡多目的集会所」「久来石転作定着化総合研修施設」「桜岡浄水場」などが立地しています。</li> </ul>  |
| ②土地利用の方向    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●豊かな自然環境の保全・活用と良好な住環境をもつ集落地の形成</li> <li>●「南部総合整備計画」の推進・検討による町の南部の拠点形成</li> <li>●幹線道路沿道等の土地利用の適切な規制・誘導による地区の活性化</li> <li>●生産・流通機能の維持・向上</li> <li>●都市計画区域外における秩序ある土地利用の啓発・誘導</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                     |
| ③主要なまちづくり事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○国道4号の拡幅事業（国）と合わせた、沿道の都市的土地利用の推進（市街化調整区域内においては、転換手法を検討）</li> <li>○「南部総合整備計画」の実現に向けた調査・研究</li> <li>○市街化区域に近接した区域の土地利用転換の調査・研究</li> <li>○ふれあいの森公園の「みどりのレクリエーション拠点」としての機能強化と、その周辺を含めたまとまった樹林地の保全・活用</li> <li>○釈迦堂川沿いの親水性向上のための事業の検討</li> <li>○営農環境・集落環境の維持・改善</li> <li>○南部第一工業団地の企業立地の維持</li> </ul>                                                                                                                          |



| 笠石区         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①区の概況       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町の南部に位置し、矢吹町と接しています。</li> <li>・西側境界部を国道4号、JR東北本線が縦貫しています。</li> <li>・地区の北西側は市街化区域で、低層住宅などが立地していますが、その他は市街化調整区域で、農地と集落地が中心となっています。</li> <li>・南部にハス池があります。</li> <li>・公共公益施設として「笠石北集会所」「笠石新栄町集会所」「笠石防災センター」「笠石多目的集会所」「農村婦人の家」「杉林団地集会所」「南町集会所」「鏡石幼稚園」などが立地しています。</li> </ul>                             |
| ②土地利用の方向    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●市街地の住環境の保全・改善（市街化区域）</li> <li>●豊かな自然環境の保全・活用と良好な住環境をもつ集落地の形成（市街化調整区域）</li> <li>●「駅東総合整備計画」の推進による町の東部の拠点形成</li> <li>●幹線道路沿道等の土地利用の適切な規制・誘導による地区の活性化</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                         |
| ③主要なまちづくり事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○市街地における住環境整備と土地の有効利用の推進</li> <li>○国道4号の拡幅事業（国）と合わせた、沿道の都市的土地利用の推進（市街化調整区域内においては、転換手法を検討）</li> <li>○「鏡石駅東第1土地区画整理事業」の早期完成と、事業区域内の災害公営住宅の早期整備（「仮称」防災福祉センター）の整備検討</li> <li>○「駅東総合整備計画」の区域全体への事業実施のための調査・研究</li> <li>○市街化区域に近接した区域の土地利用転換の調査・研究</li> <li>○「農村婦人の家」付近の市街化区域に隣接した市街化調整区域の指定区域の計画的な宅地化誘導に関わる検討</li> <li>○田園環境やハス池、熊野神社付近の樹林等の自然環境の保全・活用</li> <li>○営農環境・集落環境の維持・改善</li> </ul> |

## 5-3 北部地域のまちづくり方針

### (1) 北部地域の概況

町域の北側の、農地や森林、集落地が中心の地域です。

地域を通る国道4号を経て、国道118号から福島空港へのアクセスが可能な地域であり、東北縦貫自動車道の「鏡石スマートIC」が設置され、広域的な交通条件がさらに向上してきています。

「北部工業団地」「島田工業団地」の整備が完了し、用地は完売しています。

### (2) 北部地域のまちづくりの方向

国道4号の沿道を中心に「市街化区域」が指定され、住宅地が形成されているため、計画的な開発や建築の誘導・規制を継続します。

市街化区域に隣接した国道4号とJR東北本線に挟まれた区域については、宅地転用を推進することも検討していきます。

きめ細かなまちづくりのルールである「地区計画」が指定されている鏡田・高久田地区において、開発や建築の適切な規制・誘導を継続します。

国道118号の沿道及びその周辺の区域については「高久田地区土地利用調整計画」を策定しており、北部地域の活性化の観点から、その実現の可能性を継続的に検討していきます。国道の沿道については、須賀川市とも連携し、沿道の都市的土地利用の推進を図ります。その周辺の区域については、ゆとりある周辺農地と調和した「田園住宅地」としての整備を基本に検討を深めていきます。需要動向に応じて、生活利便施設の立地の誘導を図ります。

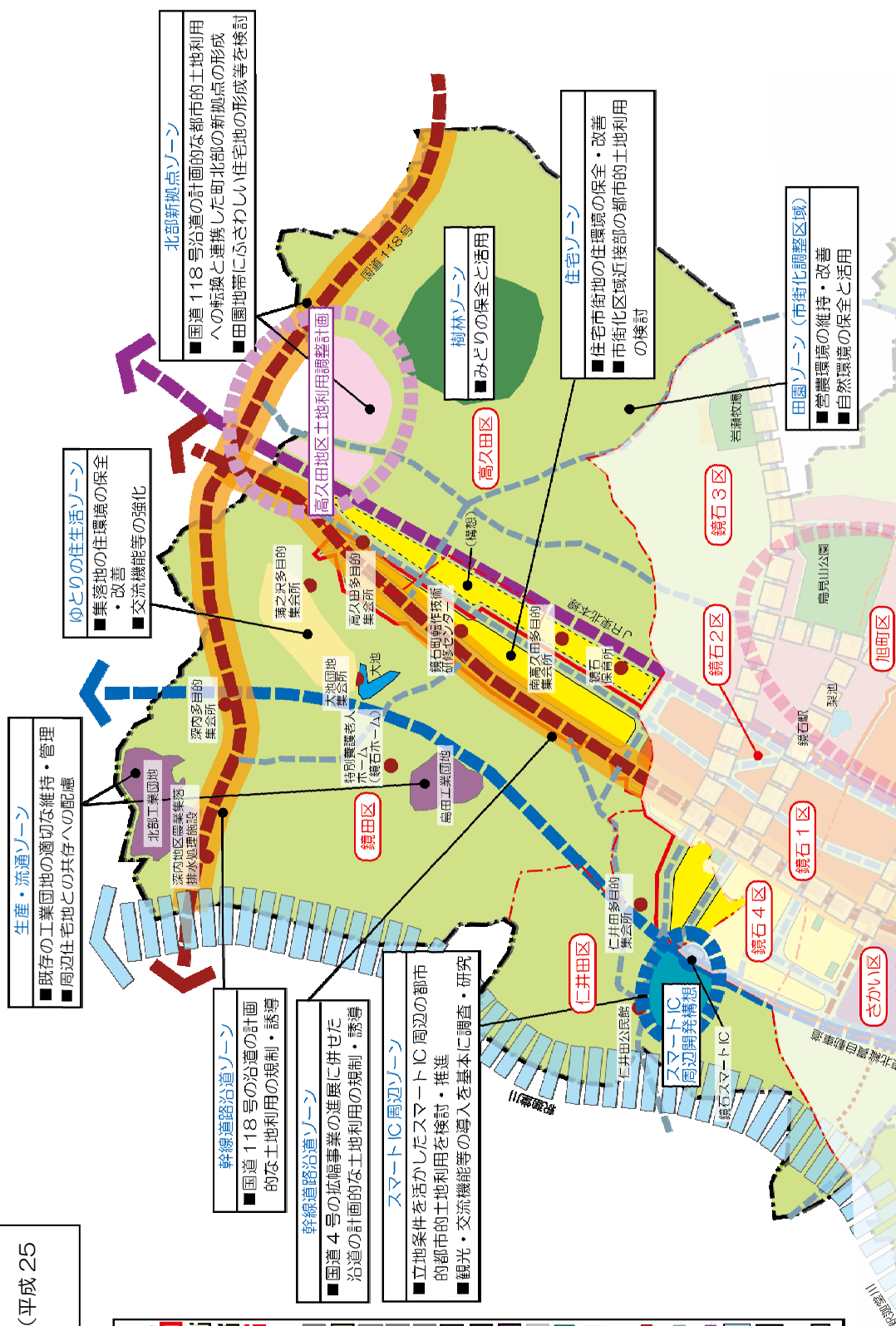
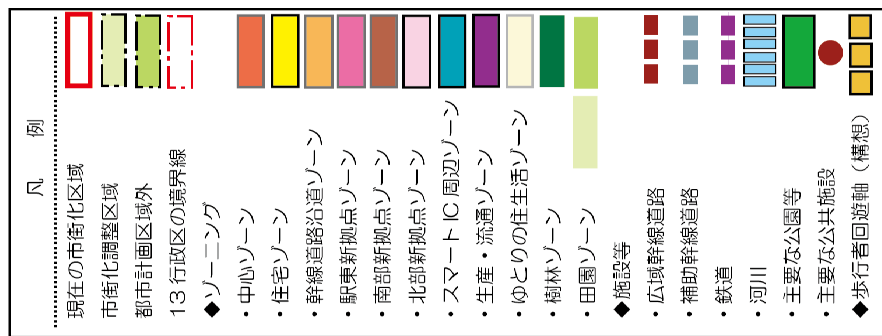
その他の農地や集落地からなる区域は、自然環境や営農環境などの保全・改善に留意します。

#### ◆北部地域において想定されるまちづくり事業の例

- ・市街化区域内の計画的な宅地化の推進と都市景観の保全・創出
- ・特に地区計画の指定区域（鏡田・高久田地区）における計画的なまちづくり
- ・農地・樹林地等の自然環境の保全のための区域指定等の検討
- ・田園集落地の住環境整備
- ・集落地の活性化のための沿道の都市的土地利用の可能性の調査・研究
- ・北部工業団地・島田工業団地における生産・流通機能の維持・向上
- ・北部における観光振興のための資源発掘と活用
- ・釈迦堂川沿いの親水性向上のための事業（遊歩道整備の検討等）

\*ゾーン区分の多くは概念的なものであり、実際の規模や境界線は、具体的な計画や事業の中で検討・決定していくことになります。

\*公共施設の位置は2013年(平成25年)9月現在



## 北部地域まちづくり方針図

序 説

全体構想

地域別構想

構想の実現に向けて

参考資料

### (3) 行政区別のまちづくりの方向

本町は 13 の行政区に分かれていますが、北部地域には、仁井田区・鏡田区・高久田区が含まれるため、各々の行政区別のまちづくりの方向を、以下に示します。

| 仁井田区        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①区の概況       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町の西側に位置し、須賀川市に接しています。</li> <li>・地区のほぼ中央部を東北縦貫自動車道が通っており、スマート IC が設置されています。</li> <li>・西側境界に沿って釈迦堂川が流れ、江花川が合流しています。</li> <li>・東側の一部の低層住宅地を除いて市街化調整区域であり、樹林地や農地となっています。</li> <li>・公共公益施設として「仁井田公民館」「仁井田多目的集会所」などが立地しています。</li> </ul>  |
| ②土地利用の方向    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●良好な住環境をもった住宅市街地の形成（市街化区域）</li> <li>●豊かな自然環境の保全・活用と良好な住環境をもつ集落地の形成（市街化調整区域）</li> <li>●新たな拠点形成（スマート IC 周辺）による地区の活性化の検討</li> </ul>                                                                                                                                                                                       |
| ③主要なまちづくり事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○市街化区域内の住環境整備と土地の有効利用の推進</li> <li>○スマート IC 周辺の土地利用転換（観光・交流機能の導入等）とアクセス道路の改良に関わる調査・研究</li> <li>○まとまった樹林地の保全・活用</li> <li>○釈迦堂川の水質保全と河川沿いの親水性向上のための事業の検討</li> <li>○営農環境・集落環境の維持・改善</li> </ul>                                                                                                                             |

| 鏡田区         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①区の概況       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町の北部に位置し、須賀川市に接しています。</li> <li>・地区のほぼ中央部を東北縦貫自動車道が、東側に国道4号が通るほか、東側境界をJR東北本線が縦貫しています。</li> <li>・西側境界に沿って釈迦堂川が流れています。</li> <li>・地区の中央やや東側に大池があります。</li> <li>・国道4号及び笠石鏡田線の沿道とその東側が市街化区域で宅地化が進んでいますが、その他は市街化調整区域となっています。</li> <li>・公共公益施設として「深内多目的集会所」「鏡石町転作技術研修センター」「蒲之沢多目的集会所」「大池団地集会所」「深内地区農業集落排水処理施設」などが立地しています。</li> </ul>  |
| ②土地利用の方向    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●良好な住環境をもった住宅市街地の形成（市街化区域）</li> <li>●豊かな自然環境の保全・活用と良好な住環境をもつ集落地の形成（市街化調整区域）</li> <li>●幹線道路沿道等の土地利用の適切な規制・誘導による、地区の活性化</li> <li>●生産・流通機能の維持・向上</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                         |
| ③主要なまちづくり事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○市街化区域内の住環境整備</li> <li>○国道4号の拡幅事業（国）と合わせた沿道の土地利用転換の推進</li> <li>○市街化区域に近接した区域（地区東側）の都市的な土地利用の可能性の調査・研究</li> <li>○田園環境や大池、まとまった樹林地等の自然環境の保全・活用</li> <li>○釈迦堂川の水質保全と河川沿いの親水性向上のための事業の検討</li> <li>○営農環境・集落環境の維持・改善</li> <li>○北部工業団地・島田工業団地の企業立地の継続</li> </ul>                                                                                                                                                        |



| 高久田区        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①区の概況       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町の北東部に位置し、須賀川市に接しています。</li> <li>・地区の北西側の境界線の一部に国道 4 号が通るほか、並行して J R 東北本線が縦貫しています。</li> <li>・国道 4 号及び笠石鏡田線の沿道付近のみが市街化区域で宅地化が進んでいますが、その他は市街化調整区域となっています。</li> <li>・公共公益施設として「高久田多目的集会所」「南高久田多目的集会所」「鏡石保育所」などが立地しています。</li> </ul>  |
| ②土地利用の方向    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●良好な住環境をもった住宅市街地の形成（市街化区域）</li> <li>●豊かな自然環境の保全・活用と良好な住環境をもつ集落地の形成（市街化調整区域）</li> <li>●幹線道路沿道等の土地利用の適切な規制・誘導による、地区の活性化</li> <li>●「高久田地区土地利用調整計画」の推進・検討による町の北部の拠点形成</li> </ul>                                                                                                                                        |
| ③主要なまちづくり事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○国道 118 号沿道及び周辺区域に関わる「高久田地区土地利用調整計画」の実現に向けた調査・研究</li> <li>○市街化区域に近接した区域の都市的な土地利用の可能性の調査・研究</li> <li>○まとまった樹林地の保全・活用</li> <li>○営農環境・集落環境の維持・改善</li> <li>○地区まちづくりのルールである「鏡田・高久田地区計画」が策定されている区域での、きめ細かな建築や開発の規制・誘導の継続</li> </ul>                                                                                       |

也或別青想





---

## 【構想の実現に向けて】

---





## 第6章 構想の実現に向けて

---

## 第6章 構想の実現に向けて

計画的な都市開発、道路体系の整備、自然環境の保全と活用など、これまでに記述した構想を実現するため、次のような基本的な考え方で取り組みます。

### 6-1 まちづくりの体制

#### ①適切な役割分担

本計画に定めた「将来都市像」を実現し、また「まちづくりの方針」に示した内容を実行するにあたっては、行政が主導的・先導的な役割を果たすとともに、これまで以上に市民の参加を促進していく必要があります。

市民への情報の公開とともに、参加と協働の場をつくり、徐々に市民主体の取り組み体制を成熟させていきます。

#### ②適切なまちづくり手法の選択

まちづくり（都市づくり・都市計画）を進めるにあたっては、適切な手法を選択する必要があります。

市街地開発事業と呼ばれる「プロジェクト」や地区計画制度をはじめとする「ルールづくり」など、様々な手法がありますが、その地域の特性や状況、市民の意向などを総合的に踏まえて、ふさわしい手法を選択し、あるいは組み合わせで実施していきます。

特に本町の場合には、市街化区域に近接していて利便性が高く、住宅用地などへの転換を許容・推進すべき区域もみられるため、的確で柔軟な手法の活用を検討していきます。

#### ③まちづくり推進のスケジュールの明確化と進行管理

本計画に示したまちづくりの内容を全て短期間に実現することは困難です。

そのため、まちづくりの推進にあたっての優先性を「まちづくりのスケジュール」として可能な限り明らかにしていきます。

総合計画とともにその進捗状況を随時検証し、進行管理を図っていくものとします。

#### ④まちづくり推進体制の整備

まちづくりの推進のため、庁内の体制の充実を図ります。

一方で、①に記述したように、市民や事業者、各種団体などの民間の組織の活動の支援と、行政との協働のための体制を整えていくこととします。

#### ⑤財源の確保

国や県からの支援を受けつつ、重点的・効率的な投資「選択と集中」の考え方に基づいた効率的な事業の推進、民間活力の活用などを検討・推進していきます。

## 6-2 重点事業

以上に示したまちづくりの施策や事業は、いずれも重要であり、総合的に実施することで相乗効果が発揮されるように留意していきます。

しかし、限られた財源において、特に町民ニーズと波及効果の高い事業に「選択と集中」を行うことも同時に必要となります。

その観点から、特に重点的に取り組むべき事業を、以下に例示します。

表 重点事業の例

| 事業名称                          | 事業の内容                                                                                                               | 事業スパン                |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| ① 駅東総合整備計画の推進に向けた取り組み         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅東総合整備計画の全域の事業化調査等</li> <li>・ 当面は「鏡石駅東第1土地区画整理事業」の早期完了に向けた事業の推進</li> </ul> | ・ 長期（土地区画整理事業は短期～中期） |
| ② 南部総合整備計画の具体化に向けた取り組み        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南部総合整備計画の事業化調査等</li> </ul>                                                 | ・ 長期                 |
| ③ スマートIC周辺の整備構想の具体化に向けた取り組み   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スマートIC周辺の整備構想の事業化調査等</li> </ul>                                            | ・ 中期                 |
| ④ 高久田地区土地利用調整計画の具体化に向けた取り組み   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高久田地区土地利用調整計画の事業化調査等</li> </ul>                                            | ・ 長期                 |
| ⑤ 歩行者回遊軸ネットワークの形成の具体化に向けた取り組み | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「歩行者回遊軸」のネットワーク形成に関わる調査等</li> </ul>                                        | ・ 中期～長期（①等の進展と合わせる）  |

序  
説

全体構想

地域別構想

構想の実現に  
向けて

参考資料

---

## 【参考資料】

---



## 参考資料 1 策定の経過

本計画の策定までの経過は、次に示すとおりです。

### 【平成 22 年度】

| 月 日     | 内 容                                                    |
|---------|--------------------------------------------------------|
| 9月      | 総合計画・国土利用計画と併せた 3 計画の改定調査を開始                           |
| 10月 26日 | 町長ヒアリング                                                |
| 11月 8日  | 学識者講演（日本大学工学部建築学科 准教授：土方吉雄先生）                          |
| 11月 22日 | ●第 1 回まちづくり委員会：町民ワークショップ<br>（3 計画策定の基本的考え方・プレワークショップ等） |
| 12月 15日 | ●第 2 回まちづくり委員会（ミニセミナー・懇親会）                             |
| 1月 28日  | ●第 3 回まちづくり委員会（健康・福祉に関するワークショップ）                       |
| 2月 25日  | ●第 4 回まちづくり委員会（産業・地域振興に関するワークショップ）                     |
| 1月～2月   | 町民意識調査（3 計画に関するアンケート調査）                                |

### 【平成 23 年度】

| 月 日    | 内 容                                      |
|--------|------------------------------------------|
| 6月 24日 | ●第 5 回まちづくり委員会（「震災を体験して」というテーマでの話し合い）    |
| 7月 28日 | ●第 6 回まちづくり委員会（都市復興と協働に関するワークショップ）       |
| 8月 26日 | ●第 7 回まちづくり委員会（教育・文化に関するワークショップ。提言書案の検討） |
| 9月 28日 | ●まちづくり委員会から町長に「鏡石町のまちづくりに向けた提言書」を提出      |
| 3月     | 鏡石町第 5 次総合計画（基本構想）を議決                    |

### 【平成 24 年度】

| 月 日    | 内 容                                              |
|--------|--------------------------------------------------|
| 4月     | 鏡石町第 5 次総合計画を公表                                  |
| 7月 27日 | ◇第 1 回都市計画マスタープラン調整会議ワーキング部会（改定の視点等）             |
| 8月 17日 | ◆第 1 回都市計画マスタープラン調整会議（改定の視点等）                    |
| 10月 5日 | ◇第 2 回都市計画マスタープラン調整会議ワーキング部会（改定計画の体系・将来都市構造等）    |
| 11月 5日 | ■第 1 回都市計画マスタープラン策定委員会（改定の視点・改定計画の体系・将来都市構造等）    |
| 12月 7日 | ◇第 3 回都市計画マスタープラン調整会議ワーキング部会（将来都市構造・まちづくりの基本方針等） |

|       |                                         |
|-------|-----------------------------------------|
| 1月17日 | ◆第2回都市計画マスタープラン調整会議（将来都市構造・まちづくりの基本方針等） |
| 3月    | 国土利用計画（鏡石町計画）を議決・公表                     |

# 【平成25年度】

| 月 日           | 内 容                               |
|---------------|-----------------------------------|
| 5月23日         | ◇第4回都市計画マスタープラン調整会議ワーキング部会（改定素案等） |
| 6月19日         | ◆第3回都市計画マスタープラン調整会議（改定素案等）        |
| 7月2日          | ■第2回都市計画マスタープラン策定委員会（改定素案等）       |
| 7月19日         | 議会全員協議会への説明                       |
| 7月26日         | 都市計画審議会への説明                       |
| 8月2日          | ◇第5回都市計画マスタープラン調整会議ワーキング部会（改定原案等） |
| 8月21日         | 議会全員協議会への説明                       |
| 8月28日         | ◆第4回都市計画マスタープラン調整会議（改定原案等）        |
| 9月25日         | ■第3回都市計画マスタープラン策定委員会（改定原案等）       |
| 10月1日<br>～15日 | パブリックコメントを実施                      |
| 10月10日        | 県と調整協議                            |
| 12月24日        | 都市計画審議会へ諮問                        |
| 12月26日        | 都市計画審議会から答申                       |
| 12月           | 都市計画マスタープランの策定・公表                 |

## 参考資料 2 検討に関わる組織に関する要綱及び 委員名簿

### (1) 鏡石町都市計画審議会

#### ■鏡石町都市計画審議会条例

昭和 44 年 9 月 29 日条例第 34 号  
改正

昭和 62 年 5 月 15 日条例第 15 号  
平成 7 年 6 月 21 日条例第 17 号  
平成 12 年 3 月 21 日条例第 1 号

#### 鏡石町都市計画審議会条例

##### (設置)

第 1 条 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、鏡石町都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

##### (所掌事項)

第 2 条 審議会は、都市計画法によりその権限に属させられた事項及び町長の諮問に応じ都市計画に関する事項を審議する。

##### (組織)

第 3 条 審議会を組織する委員は、学識経験のある者及び議会の議員につき、町長が任命する。

2 町長は、前項に規定する者のほか、関係行政機関若しくは県の職員又は町の住民のうちから、審議会を組織する委員を任命することができる。

3 前 2 項の規定により任命する委員の数は、10 人以内とする。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

##### (臨時委員及び専門委員)

第 4 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、町長が任命する。

4 臨時委員及び専門委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときは解任されるものとする。

##### (会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

##### (議事)

第6条 審議会は、委員及び議案に関係ある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に、審議会の庶務を処理するため幹事若干人を置く。

2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市建設課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年5月15日条例第15号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成7年6月21日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成12年3月21日条例第1号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。(後略)

(鏡石町都市計画審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に委嘱されている鏡石町都市計画審議会委員にあっては、この条例の施行の日から平成13年3月31日までの間は、この条例第8条の規定による改正後の鏡石町都市計画審議会条例第3条第1項の規定により、委嘱されたものとみなす

## ■鏡石町都市計画審議会委員名簿

順不同・敬称略

| No | 氏 名   | 選 出 種 別                 |
|----|-------|-------------------------|
| 1  | 圓谷 寛  | 町 議 会 議 員               |
| 2  | 長田 守弘 | 町 議 会 議 員               |
| 3  | 面川 正彦 | 学 識 経 験 ( 商 工 業 )       |
| 4  | 菊地 榮助 | 学 識 経 験 ( 農 業 )         |
| 5  | 渡邊 作男 | 学 識 経 験 ( 行 政 )         |
| 6  | 面川 平六 | 地 域 代 表 ( 行 政 区 )       |
| 7  | 最上 愛子 | 地 域 代 表 ( 町 民 )         |
| 8  | 小貫 忠男 | 関 係 行 政 機 関 ( 総 務 課 長 ) |
| 9  | 小貫 正信 | 関 係 行 政 機 関 ( 産 業 課 長 ) |

会 長 : 渡邊 作男

職務代理者 : 面川 正彦



## (2) 鏡石町都市計画マスタープラン策定委員会、策定調整会議及びワーキング部会

### ■鏡石町都市計画マスタープラン策定委員会等設置要綱

#### (目的及び設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針（鏡石町都市計画マスタープラン）を町の創意工夫のもとに、住民の意見を反映させ、都市づくりの基本的な将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像や整備課題に応じた整備方針、その他都市施設に関する計画等をきめ細かく定めることを目的として、鏡石町都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という）を設置する。

#### (組織)

第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員会に調整会議を設ける。

3 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 町内各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他町長が必要と認める者

#### (委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長は委員の互選により定める。

3 副委員長は委員長が指名し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

#### (協議事項)

第4条 委員会は鏡石町都市計画マスタープラン策定にかかる次の事項を協議する。

- (1) 鏡石町都市計画マスタープラン策定に関する事項
- (2) 鏡石町都市計画マスタープランの実施並びに関連する施策の調整に関する事項
- (3) その他、第1条の目的を達成するため必要と認められる事項

#### (調整会議)

第5条 調整会議は、別表に掲げる職員をもって組織する。

2 調整会議にワーキング部会を設けることができる。

3 特別な事項を協議するため必要があるときは、別に関係職員等の出席を求め、その意見を聞くことができる。

4 調整会議は第4条協議事項について庁内協議として調査検討する。

#### (ワーキング部会)

第6条 ワーキング部会は、調整会議委員が属する課の中から選出する。

2 ワーキング部会は、第4条協議事項について調査検討する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、鏡石町都市建設課に置くものとする。

(委嘱期間)

第8条 各委員の委嘱期間は、各委員会等の初期の目的を達成するまでとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この附則は、平成 8年 7月 1日より施行する。

附則

この附則は、平成22年 8月10日より施行する。

附則

この附則は、平成24年 7月20日より施行する。

別表（第5条関係）

| 職 名 |           |
|-----|-----------|
| 座 長 | 副町長       |
| 副座長 | 教育長       |
| 委 員 | 総務課長      |
|     | 税務町民課長    |
|     | 健康福祉課長    |
|     | 産業課長      |
|     | 農業委員会事務局長 |
|     | 都市建設課長    |
|     | 出納室長      |
|     | 議会事務局長    |
|     | 上下水道課長    |
|     | 教育課長      |
|     | 原子力災害対策室長 |

# ■鏡石町都市計画マスタープラン策定委員会名簿

順不同・敬称略

| No | 職 名                                    | 氏 名     | 備考   |
|----|----------------------------------------|---------|------|
| 1  | 国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所<br>調査課長            | 佐 藤 幸 喜 |      |
| 2  | 福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課長                  | 大 竹 和 彦 |      |
| 3  | 福島県県中地方振興局主幹兼企画商工部副部長<br>兼地域づくり・商工労政課長 | 鈴 木 陽 一 |      |
| 4  | 福島県県中農林事務所企画部指導調整課長                    | 齋 藤 秀 芳 |      |
| 5  | 鏡石町教育委員会委員長                            | 塩 田 重 男 |      |
| 6  | 鏡石町行政区長協議会副会長                          | 面 川 祐 也 |      |
| 7  | 鏡石町都市計画審議会副会長                          | 面 川 正 彦 | 副委員長 |
| 8  | 鏡石駅東第1土地区画整理審議会会長                      | 遠 藤 榮 一 |      |
| 9  | 鏡石町農業振興推進委員会会長                         | 角 田 一 幸 |      |
| 10 | 鏡石町商工会地域振興委員会委員長                       | 面 川 克 己 |      |
| 11 | 株式会社東邦銀行鏡石支店長                          | 石 井 徹   |      |
| 12 | 鏡石町副町長                                 | 助 川 浩 一 | 委員長  |

序  
説

全体構想

地域別構想

構想の実現に  
向けて

参考資料

# 鏡石町都市計画マスタープラン策定調整会議委員名簿

順不同・敬称略

| No | 所 属 名           | 職 名     | 氏 名       |
|----|-----------------|---------|-----------|
| 1  |                 | 副 町 長   | 助 川 浩 一   |
| 2  |                 | 教 育 長   | 高 原 孝 一 郎 |
| 3  | 総 務 課           | 課 長     | 小 貫 忠 男   |
| 4  | 税 務 町 民 課       | 課 長     | 柳 沼 英 夫   |
| 5  | 健 康 福 祉 課       | 課 長     | 小 貫 秀 明   |
| 6  | 産 業 課           | 課 長     | 小 貫 正 信   |
| 7  | 農 業 委 員 会       | 局 長     | 関 根 学     |
| 8  | 都 市 建 設 課       | 課 長     | 関 根 邦 夫   |
| 9  | 出 納 室           | 室 長     | 高 原 芳 昭   |
| 10 | 議 会 事 務 局       | 局 長     | 吉 田 賢 司   |
| 11 | 上 下 水 道 課       | 課 長     | 圓 谷 信 行   |
| 12 | 教 育 課           | 参事兼課長   | 木 賊 正 男   |
| 13 | 原 子 力 災 害 対 策 室 | 室 長 心 得 | 吉 田 竹 雄   |

# ■鏡石町都市計画マスタープラン策定ワーキング部会委員名簿

順不同・敬称略

| No | 所 属 名     |               | 職 名   | 氏 名       |
|----|-----------|---------------|-------|-----------|
| 1  | 総 務 課     | 総 務 グ ル ー プ   | 主任主査  | 面 川 輝 夫   |
| 2  |           | 企画財政グループ      | 主 査   | 藤 田 欽 一   |
| 3  | 税 務 町 民 課 | 税 務 グ ル ー プ   | 副 主 査 | 角 田 祐 樹   |
| 4  | 健 康 福 祉 課 | 福 祉 グ ル ー プ   | 主 査   | 村 岡 廣 隆   |
| 5  |           | 環 境 グ ル ー プ   | 主 事   | 石 井 秀 樹   |
| 6  | 産 業 課     | 農 政 グ ル ー プ   | 主任主査  | 根 本 進 一 郎 |
| 7  |           | 振 興 グ ル ー プ   | 副 課 長 | 緑 川 憲 一   |
| 8  | 上 下 水 道 課 | 上 水 道 グ ル ー プ | 副 課 長 | 小 林 誠     |
| 9  |           | 下 水 道 グ ル ー プ | 主 査   | 保 田 広 隆   |
| 10 | 教 育 課     | 教 育 グ ル ー プ   | 主 査   | 圓 谷 め ぐ み |

序  
説

全  
体  
構  
想

地  
域  
別  
構  
想

構  
想  
の  
実  
現  
に  
向  
け  
て

参  
考  
資  
料



## 参考資料３ 都市計画審議会諮問及び答申書

### （１）諮問文

２５鏡建第５２２号

平成２５年１２月２４日

鏡石町都市計画審議会

会 長 渡邊 作男 様

鏡石町長 遠 藤 栄 作

鏡石町都市計画マスタープラン策定について（諮問）

鏡石町都市計画マスタープラン策定について、貴審議会の意見を求めます。

### （２）答申文

２５鏡都審第１号

平成２５年１２月２６日

鏡石町長 遠 藤 栄 作 様

鏡石町都市計画審議会

会 長 渡邊 作男

鏡石町都市計画マスタープラン策定について（答申）

平成２５年１２月２４日付２５鏡建第５２２号をもって諮問のあった鏡石町都市計画マスタープラン策定について、当審議会の意見は下記のとおりです。

記

- １．鏡石町都市計画マスタープラン策定について、原案のとおり異議ありません。

## 鏡石町都市計画マスタープラン

発行：福島県鏡石町

〒969-0492

福島県岩瀬郡鏡石町不時沼 345

TEL (0248) 62-2116 FAX (0248)62-2144

発行日：平成 25 年 12 月

編集制作：鏡石町 都市建設課

編集協力：昭和株式会社



鏡石町都市計画マスタープラン



かわる、かがやく、“牧場の朝”のまち かがみいし



福島県鏡石町